



公益財団法人日本体育協会  
総合型地域スポーツクラブ公式メールマガジン(通常号)

平成 25 年度 総集編  
< 3. 特別企画 >

「総合型地域スポーツクラブ育成プラン 2013」 内容紹介

- (1) 第 1 回 「育成プラン 2013」の策定経緯と概要
- (2) 第 2 回 「総合型地域スポーツクラブ育成の現状と課題」と  
「今後の総合型地域スポーツクラブ育成の基本的な考え方」
- (3) 第 3 回 「各総合型地域スポーツクラブによる自立・自律に向けた取り組み」
- (4) 第 4 回 「日本体育協会が取り組む各種支援方策  
(クラブ運営に係る支援体制の整備)」
- (5) 第 5 回 「日本体育協会が取り組む各種支援方策(クラブ運営を担う人材の強化)」
- (6) 第 6 回 「日本体育協会が取り組む各種支援方策(活動施設の確保)」
- (7) 第 7 回 「日本体育協会が取り組む各種支援方策(「法人格取得に係る支援」と  
「クラブの充実・発展及び社会的認知度向上のための情報収集・提供)」
- (8) 第 8 回 「日本体育協会が取り組む各種支援方策  
(関係機関・団体間の連携体制の構築)」



## INDEX

### 3. <特別企画>「総合型地域スポーツクラブ育成プラン2013」内容紹介

- (1) [第1回「育成プラン2013」の策定経緯と概要](#) ..... P3  
[第94号(平成25年8月20日発行)]
- (2) [第2回「総合型地域スポーツクラブ育成の現状と課題」と](#) ..... P6  
[「今後の総合型地域スポーツクラブ育成の基本的な考え方」](#)  
[第95号(平成25年9月20日発行)]
- (3) [第3回「各総合型地域スポーツクラブによる自立・自律に向けた取り組み」](#) ..... P10  
[第96号(平成25年10月21日発行)]
- (4) [第4回「日本体育協会が取り組む各種支援方策\(クラブ運営に係る支援体制の整備\)」](#) ..... P15  
[第97号(平成25年11月20日発行)]
- (5) [第5回「日本体育協会が取り組む各種支援方策\(クラブ運営を担う人材の強化\)」](#) ..... P19  
[第98号(平成25年12月20日発行)]
- (6) [第6回「日本体育協会が取り組む各種支援方策\(活動施設の確保\)」](#) ..... P25  
[第99号(平成26年1月20日発行)]
- (7) [第7回「日本体育協会が取り組む各種支援方策\(「法人格取得に係る支援」と](#) ..... P30  
[「クラブの充実・発展及び社会的認知度向上のための情報収集・提供」\)](#)  
[第100号(平成26年2月20日発行)]
- (8) [第8回「日本体育協会が取り組む各種支援方策\(関係機関・団体間の連携体制の構築\)」](#) ..... P37  
[第101号(平成26年3月20日発行)]



# 総合型地域スポーツクラブ育成プラン2013

—— 地域住民が主体的に参画するスポーツ環境の構築を目指して ——

## を策定・公表しました

日本体育協会では、平成23年度より、今後の総合型地域スポーツクラブ育成のあり方について検討を重ね、これまでに寄せられた総合型クラブ関係者の意見、各種の調査結果や現状における緊急度の高い課題等を踏まえ、今後概ね5年を目途とする取り組みについて、「総合型地域スポーツクラブ育成プラン2013(以下「育成プラン2013」)」として取りまとめ、このほど本会ホームページで公表しました。

このことに関連して、公式メールマガジンにおいて、「育成プラン2013」を紹介する連載を開始します。

今回は連載スタートの第1回目ですので、まずは「育成プラン2013」の策定経緯(同P.1「はじめに」)と概要(同P.2「総合型地域スポーツクラブ育成プラン2013の概要」)についてご紹介します。

## 1 総合型クラブ育成の意義

「総合型地域スポーツクラブ(総合型クラブ)」は、生涯にわたってスポーツに親しめる環境を全国の身近な地域に整えるとともに、「住民主体」によって地域スポーツの推進を図ろうとする新たな試みです。

また、総合型クラブの運営は、地域住民の主体的な参画を通じて行われることを志向しているため、地域住民の連携・協働を促し、公正で福祉豊かな地域社会を構築する上でも重要なものとなります。

これらは、本会の創立100周年の節目に公表した「スポーツ宣言日本」に掲げられた21世紀における新しいスポーツの使命(「公正で福祉豊かな地域生活」の創造への寄与)と合致するものであり、この意味においても大きな意義を有しています。

## 2 日本体育協会におけるこれまでの取り組み

本会では、このような地域住民の参画によってスポーツ組織を運営する総合型クラブの育成・普及について、平成9年度から「スポーツ少年団を核とした総合型クラブの育成モデル事業」を実施したことに始まり、関係機関・団体と連携してこれまで様々な<sup>※1</sup>取り組みを行ってきた結果、現在、総合型クラブの育成が全国的に推進されるに至っているなど、一定の<sup>※1</sup>成果をあげてきました。

※1 「様々な取り組み」及び「一定の成果」については、本「育成プラン2013」の本文P.3からP.7をご参照ください。

### 3 現状の総合型クラブ育成に係る課題

これまでの我が国における総合型クラブの育成においては、ヨーロッパの地域スポーツクラブをモデルとして「多種目」「多世代」「多志向」といった形態的特徴を掲げて推進してきました。

この「多種目」「多世代」「多志向」という3つのキーワードを掲げることによって、総合型クラブの概念を関係者が共有することが可能となり、その育成・普及に有効に機能してきましたが、形態的特徴の具備に重点が置かれ、総合型クラブが目指すべき理想像・方向性を明示する必要性が必ずしも重視されていない状況にありました。

しかしながら、今後、総合型クラブ育成のさらなる充実・発展・拡充を目指すにあたっては、本会加盟団体をはじめ、国や地方公共団体等の関係機関・団体とより強く連携することが非常に重要となってきます。

このためには、本会における総合型クラブ育成の基本的な考え方・方向性を明示し、目指すべき姿を広く共有することが必要不可欠となりました。

### 4 今後の総合型クラブ育成に係る取り組み

このことから、本会では地域スポーツクラブ育成専門委員会内に設置している中央企画班を中心に、目指すべき総合型クラブ育成の方向性を検討した上で、今後概ね5年を目途とする取り組みについて、「総合型地域スポーツクラブ育成プラン2013」として整理し、同育成専門委員会における審議を経て取りまとめ、理事会の承認を得て策定しました。

今回策定した「育成プラン2013」の取り組みにあたっては、本会加盟団体及び本会内部組織の「総合型地域スポーツクラブ全国協議会(SC全国ネットワーク)」と緊密に連携することはもとより、全国のスポーツ関係機関・団体と一致協力して、一体的かつ総合的に推進することが必要です。

公式メールマガジンをご愛読頂いている皆さんにおかれても、より一層のご理解とご協力をお願いします。

#### 総合型クラブ育成プラン2013の概要

上記1～4のことを踏まえ、「育成プラン2013」では下記の構成により取りまとめました。

##### 「1. 総合型地域スポーツクラブ育成の現状と課題」(P.3～9)

これまでに行ってきた取り組みの検証を行い、今後の課題を整理しました。

##### 「2. 今後の総合型地域スポーツクラブ育成の基本的な考え方」(P.10～16)

本会が目指す方向性として、総合型クラブ育成の基本理念及び基本方針を明確にしました。

##### 「3. 各総合型地域スポーツクラブによる自立・自律に向けた取り組み」(P.17～26)

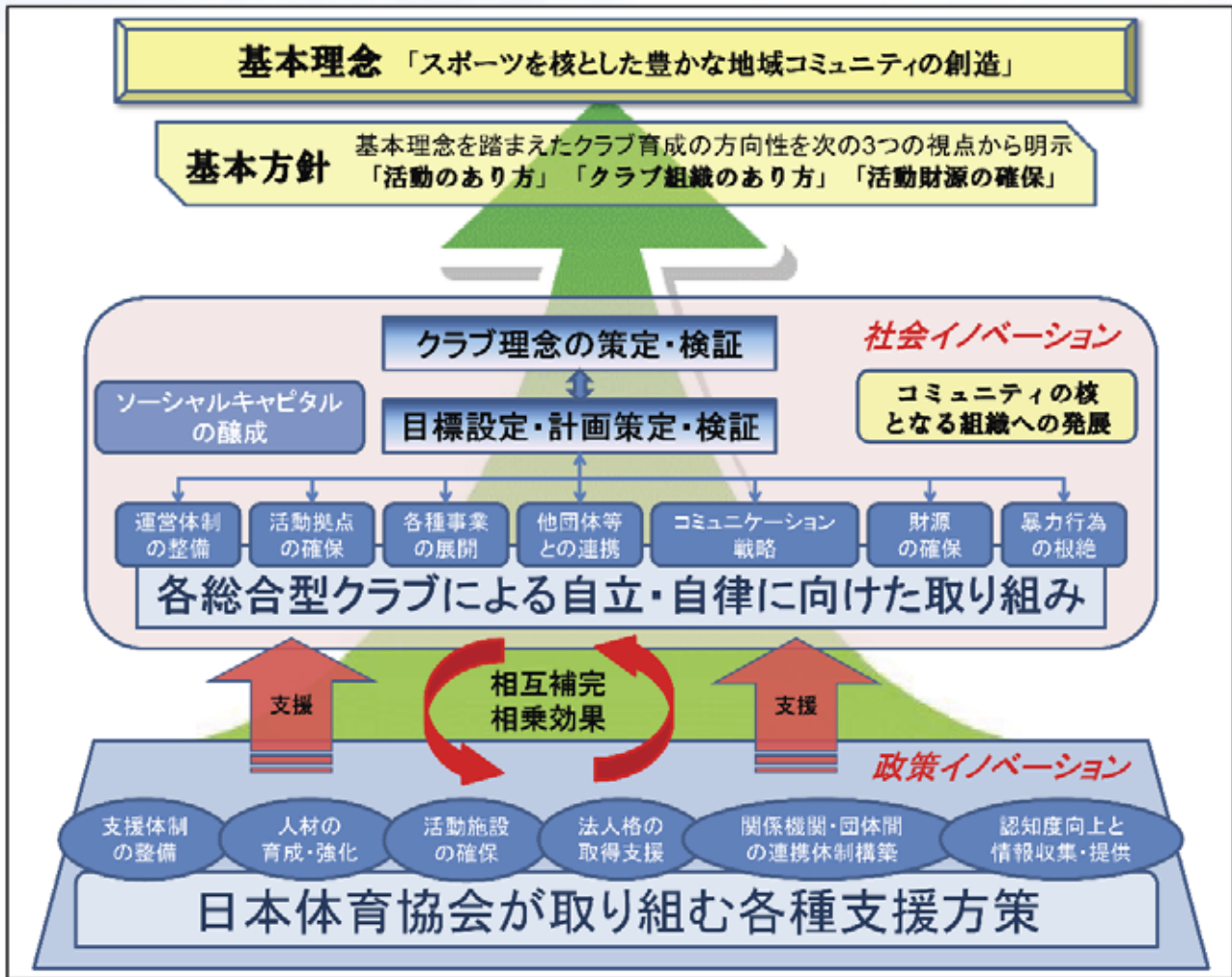
総合型クラブが自立・自律するに至るための取り組みの指針として、総合型クラブ自身が主体的に取り組むための必要な事項を取りまとめました。

##### 「4. 日本体育協会が取り組む各種支援方策」(P.27～36)

総合型クラブの活動環境を整備するために、本会をはじめとする関係機関・団体が取り組むべき事項を明らかにしました。



## ■「育成プラン2013」の概要イメージ図



(「総合型クラブ育成プラン2013」P.2参照)

### 最後に

「育成プラン2013」の取りまとめにあたっては、地域スポーツクラブ育成専門委員会における審議をはじめ、中央企画班では平成23年度からこれまでの2年余りにわたって、計20回の議論を行いました。この他にも、策定すべき内容の検討を加速化させるために、総合型クラブの現場に長く携わり、運営面での実務経験が豊富な関係者や、日欧の地域スポーツクラブに造詣の深い学識経験者等の合計16名の助力も得て取り進めてきました。

しかしながら、「育成プラン2013」の取りまとめにあたっては、内容の構成や紙面ボリューム等の関係上、これらの検討内容をすべて網羅できませんでした。

このことから、惜しみながらも掲載を割愛した内容等をはじめ、「育成プラン2013」に関する補足説明・情報等について、この公式メールマガジンにてご紹介していきます。次号以降もぜひご一読ください。

# 総合型地域スポーツクラブ育成プラン2013

—— 地域住民が主体的に参画するスポーツ環境の構築を目指して ——

前号でもご案内した通り、日本体育協会では、今後概ね5年を目途とする総合型地域スポーツクラブ育成の取り組みについて、「総合型地域スポーツクラブ育成プラン2013(以下「育成プラン2013」)」として取りまとめ、公表しました(本年7月)。

このことに関連して、公式メールマガジンにおいて、「育成プラン2013」を紹介する連載を開始しました。

今回は連載第2回目として、「総合型地域スポーツクラブ育成の現状と課題」(「育成プラン2013」P.3～P.9)とともに、また「育成プラン2013」のコンセプトとなる「今後の総合型地域スポーツクラブ育成の基本的な考え方」(同P.10～P.16)についてご紹介します。

## 1 総合型クラブ育成に係る日本体育協会の取り組み

日本体育協会では、平成9年度からこれまでの間、以下をはじめとする各種の総合型クラブ育成への取り組みを行ってきました。

No.	※1取組項目	取組期間(年度〔平成〕)													
		9	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
1	スポーツ少年団を核とした総合型クラブの育成モデル事業	→	→												
2	中央研究班による調査研究活動	→	→	→											
3	総合型クラブの創設・自立支援			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
4	クラブ育成アドバイザー(現クラブアドバイザー)の養成・派遣					→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
5	ブロック別クラブミーティング(現クラブネットワークアクション)の開催					→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
6	総合型クラブ関係者に向けた各種情報提供					→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
7	総合型クラブ育成推進フォーラムの開催							→	→	→	→	→	→	→	→
8	公認スポーツ指導者(クラブマネジメント資格)の養成							→	→	→	→	→	→	→	→
9	総合型地域スポーツクラブ全国協議会(SC全国ネットワーク)の組織化及び運営									→	→	→	→	→	→
10	クラブマネジメント指導者海外研修事業										→	→	→	→	→
11	リスクマネジメント研修会事業											→	→	→	→

※1…取組項目の内容については、「育成プラン2013」の本文P.3～P.6を参照ください。

国をはじめとする各地方行政機関はもとより、都道府県体育・スポーツ協会や各地域のスポーツ関係者一同によるこれらの取り組みの成果として、平成25年7月1日現在、我が国の総合型クラブ育成数が3,493を数えるとともに、全国の各市区町村において少なくとも1つは総合型クラブを育成している割合が79.0%にまで至っています。(文部科学省調査)

このように、本会が総合型クラブ育成への取り組みをはじめてからの16年間で、年間平均200以上のペースで総合型クラブが設立されています。



## 2 総合型クラブ育成に関する今後の課題

一方、現状の総合型クラブ育成を取り巻く<sup>※2</sup>課題として、各種の調査結果等から大きく次の4点があげられ、各々の課題に対応していくことが必要です。

※2…課題の詳細については、「育成プラン2013」の本文P.7～P.9を参照ください。

### ① 活動基盤をめぐる課題

総合型クラブの「活動年数」「会員数」「年間予算規模」及び「自己財源比率」に関する課題

### ② 財政的自立をめぐる課題

「toto(スポーツ振興くじ)助成」による財政支援終了後における自己財源確保の課題

### ③ 支援の体制・方法をめぐる課題

総合型クラブを支援する体制・方法に関する課題

### ④ 目指すべき総合型クラブの姿(イメージ)の共有化をめぐる課題

総合型クラブの目指すべき明確な姿が関係者間で共有されていない課題

【対応】  
クラブ自身による取り組み



【対応】  
本会が行う  
各種支援による下支え



【対応】  
目指すべき姿(イメージ)の明示  
↓  
総合型クラブ育成の基本理念・基本方針の策定

## 3 今後の総合型クラブ育成の基本的な考え方

前記の課題(「目指すべき総合型クラブの姿(イメージ)の共有化をめぐる課題」)を踏まえ、「総合型クラブ育成の基本理念・基本方針」を策定することが必要。

但し、この「総合型クラブ育成の基本理念・基本方針」の策定にあたっては、我が国のスポーツ界をめぐる動向を踏まえることが重要であり、これらの動向を踏まえ、一体的に取り組むことにより、効果的・効率的な対応が行えます。

### ※3 我が国のスポーツ界をめぐる主な動向

※3…これら動向の詳細は、「育成プラン2013」の本文P.10～P.12を参照ください。

#### スポーツ宣言日本 ～二十一世紀におけるスポーツの使命～ (日本体育協会・日本オリンピック委員会／平成23(2011)年)

スポーツが果たすべき社会的使命として次の3つのグローバル課題が提示されています。

- 1)「公正で福祉豊かな地域生活」の創造への寄与
- 2)「環境と共生の時代を生きるライフスタイル」の創造への寄与
- 3)「平和と友好に満ちた世界」の構築への寄与

スポーツが主体的に望ましい社会の実現に貢献するという、本会が目指す「スポーツ立国の実現」が提示されています。

### スポーツ基本法

(文部科学省／平成23(2011)年)

「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であり、(中略)日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しむ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない」と謳われています。

### スポーツ基本計画

(文部科学省／平成24(2012)年)

「コミュニティの中心となる地域スポーツクラブ」として、地域コミュニティの再生・活性化や地域の絆づくりなど、総合型クラブがコミュニティの核となることが期待されています。

### 『新しい公共』宣言

(内閣府／平成22(2010)年)

「人々の支え合いと活気ある社会。それをつくることに向けたさまざまな当事者の自発的な協働の場が『新しい公共』である」とし、その一例として、総合型クラブに期待される社会的機能をあげています。

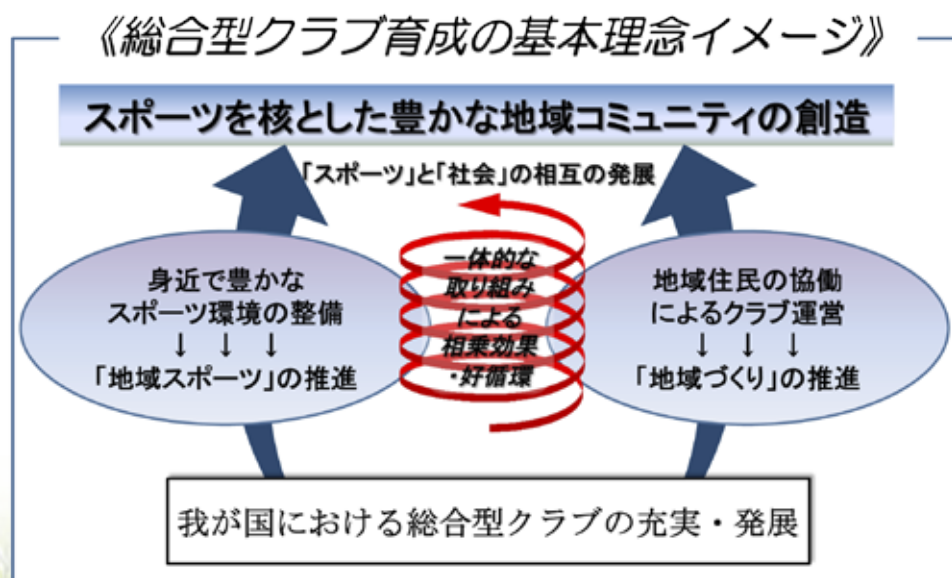
## ※4 総合型地域スポーツクラブ育成の基本理念

我が国のスポーツ界をめぐる動向を踏まえ、総合型クラブの価値・意義に基づき、我が国のスポーツ界において総合型クラブが担う役割・機能に鑑み、次の基本理念を策定しました。

### 総合型地域スポーツクラブ育成の基本理念(一部のみ抜粋)

本会が推進するこれからの総合型クラブ育成をめぐる<sup>あまね</sup>は、国民の一人ひとりが主体的にスポーツ文化を豊かに享受する場を各地域に創出・提供し、<sup>あまね</sup>遍く人々が差別なくスポーツの恩恵に浴するとともに、住民の連携・協働によって地域の絆を培い、地域社会の発展に寄与していくという「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を基本理念として新たに提示することとした。

※4…基本理念に係る全文は、「育成プラン2013」の本文P.13～P.14を参照ください。





## (基本理念に係る補足説明／本会地域スポーツクラブ育成専門委員会 中央企画班班長 松田雅彦氏)

これまで、総合型クラブは「多種目」「多世代」「多志向」という形態的特徴を掲げて創設が推進されてきました。このフレーズは非常にわかりやすいという利点がある一方で、「複数種目さえ実施すれば総合型クラブである」、「多世代で活動すれば総合型クラブである」などの誤解を生むことがありました。そこで「育成プラン2013」の策定にあたっては、地域の中に総合型クラブを創る意味をしっかりと位置づけようと考えました。

「育成プラン2013」の基本理念では、めざす社会とスポーツ文化・総合型クラブの関係を次のように位置づけて議論しました。

私たちがめざす社会は、実利と効率にその原理を持つ消費社会をこえて、ひととひと、ひとと自然との共生のなかで、一人ひとりが社会の一員としての役割を担い、自己存在を確認しながら豊かに生活できる社会です。それは、生物として絶対的に必要となる欲求充足(最低限の衣食住)が保証されるだけでなく、スポーツをはじめ、単に生命を維持するためだけであれば絶対的には必要でないようなこと(スポーツ・芸術・学問など)に、むしろ固有の特質を持つ「文化」としての意義を有し、その「文化」によって豊かな生活が支えられる社会です。そのような社会では、スポーツが持っている「ひととひと、ひとと社会をつなぐ」という文化機能が十二分に発揮されるとともに、人々が豊かに生きる必須要素として、また人類の普遍的な文化としてスポーツが位置づけられることとなります。

総合型クラブは、スポーツが持つ力(ひととひと、ひとと社会をつなぐ文化機能)を最大限に引き出すくみを果たすと考えられることから、必然的に、総合型クラブづくりは、スポーツを楽しんだ結果として「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」に繋がることとなります。

多くの住民がともにスポーツを楽しんだ結果、地域が豊かになり住み心地のよい社会となる。皆がこの町をよい町にしようと動き出す。総合型クラブは、そのための拠点の一つとなると考えています。

### ※5 総合型地域スポーツクラブ育成の基本方針

前述の基本理念の実現に向けて、総合型クラブの育成を図る上での具体的な方向性や取り組みの視点を明らかにするため、「総合型クラブ育成の基本方針」として、次の3つの視点から取りまとめました。

※5…基本方針に係る全文は、「育成プラン2013」の本文P.14～P.16を参照ください。

#### ①活動のあり方

「プレイヤーズ・ファーストの視点(住民目線)」「多様なプログラムの実践」「公益的な活動の必要性」などについて掲げています。

#### ②クラブ組織のあり方

「日常的にスポーツを楽しむことができる環境の整備に寄与する組織」「住民同士が連携・協働できる組織」「世代交代を図りながら永続的な活動を行える組織」であること、などについて掲げています。

#### ③活動財源の確保

「自主財源の確保による自主独立」「外部からの財源確保に係る体制整備」などについて掲げています。

以上が「育成プラン2013」の基本コンセプトです。次号以降では、このコンセプトに基づく具体的な取り組みの説明を行っていきます。次号以降もぜひご一読ください。

# 総合型地域スポーツクラブ育成プラン2013

—— 地域住民が主体的に参画するスポーツ環境の構築を目指して ——

日本体育協会では、本年7月に、今後概ね5年を目途とする総合型地域スポーツクラブ育成への取り組みについて取りまとめた「総合型地域スポーツクラブ育成プラン2013(以下「育成プラン2013」)」を公表しました。

このことに関連して、公式メールマガジンにおいて、「育成プラン2013」を紹介する連載を行っています。

今回は連載第3回目として、「各総合型地域スポーツクラブによる自立・自律に向けた取り組み」(「育成プラン2013」P.17～P.26)についてご紹介します。

## 各総合型地域スポーツクラブによる自立・自律に向けた取り組み

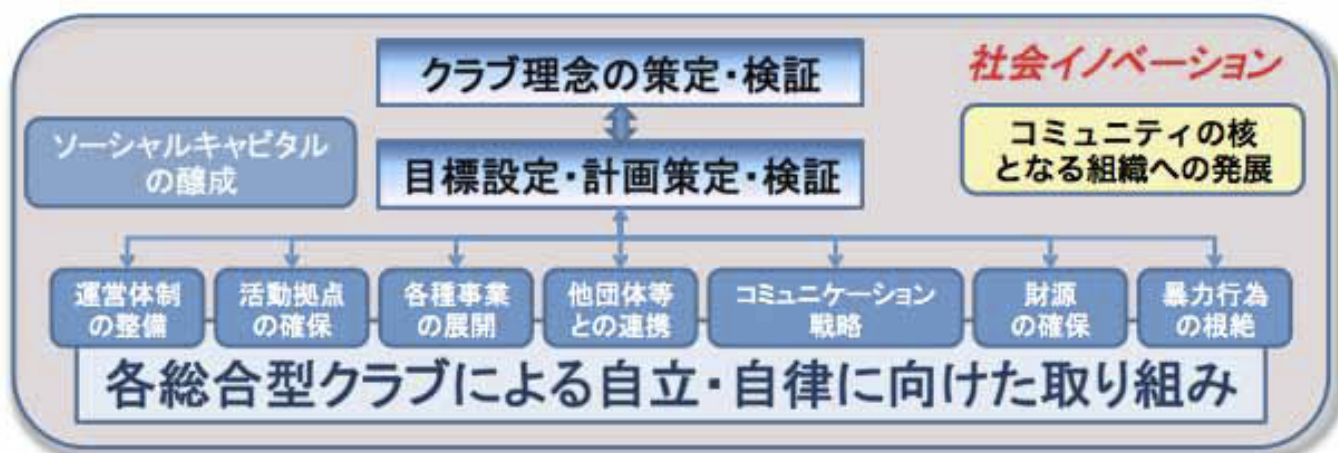
総合型クラブが地域に根差し、誰からも愛されるクラブとなり自立・自律するに至るためには、当該地域の風土・文化・人口・経済事情等に適合し定着・浸透することと併せ、安定的に運営されることが必要です。

このためには、国、日本スポーツ振興センターや日本体育協会をはじめとする関係機関・団体による支援は重要ですが、何よりも総合型クラブ自身が主体的・積極的な取り組みを行うことが不可欠です。

しかしながら、現在の総合型クラブの現場では、関係者の熱意は高いものの、クラブ運営の効率性の面から改善すべき点が散見されます。特に、年限が定められた助成事業(財政的支援)の終了後に向けた取り組みは必須事項です。

このことから、クラブ運営の現場に長く携わり実務経験が豊富な関係者や、日欧の地域スポーツクラブに造詣の深い学識経験者等の助力を得ながら、総合型クラブ自身が「自立・自律した運営や活動を推進するために取り組むべき事項」について取りまとめ、各クラブの運営における指針として提示しました。

### ■「育成プラン2013」に示した総合型クラブ自身による取り組みのイメージ図





## 1 クラブ理念の策定並びに検証

前号でもご紹介した通り、日本体育協会では、我が国における総合型クラブ育成が、関係者の共通認識に基づく一体的かつ総合的な取り組みによって最大限の効果をもたらすため、総合型クラブ育成の基本理念として「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を新たに掲げました。

この新たに掲げた基本理念を全国の総合型クラブ関係者間で共有するとともに、各クラブにおいてはこの基本理念の趣旨に基づいたクラブ理念を策定することにより、一体的かつ総合的に我が国の総合型クラブを充実・発展させていきたいと考えております。

クラブ理念を策定または検証する際には、客観的なデータや実地調査等による地域の実情を踏まえ、クラブの関係者全員が共有可能な理念を策定することが重要です。

※ 本項目の内容については、「育成プラン2013」の本文P.17～P.18を参照ください。

## 2 自立・自律に向けた目標の設定及び計画の策定

自立・自律した総合型クラブへと至るためには、各クラブが掲げるクラブ理念(創設の目的・意義)を踏まえ、将来的な到達点(長期・中期・短期・年次)を明確にした目標を設定することが必要です。

そして、その達成に向けた具体的な(「誰が」「何を」「どのように」等)な取り組み計画を策定した上で、計画に基づく活動を着実に実行し、その内容及び効果を定期的に検証することによって常に改善を図っていく、といった「<sup>注1)</sup>PDCAサイクル」によって取り進めることが重要です。

注1)「PDCAサイクル」:PDCAサイクルとは、P(Plan「計画」)・D(Do「実行」)・C(Check「検証」)・A(Action「改善」)の頭文字から名付けられた効率的な業務遂行のサイクルを表した考え方です。

※ 本項目の内容については、「育成プラン2013」の本文P.18～P.19を参照ください。

## 3 各クラブに求められる具体的な取り組み

総合型クラブが自立・自律に向けて充実・発展していくためには、上記の1及び2に基づき、具体的に次のような視点により主体的かつ継続的に取り組むことが重要です。

### (1)住民が参画する運営体制の整備

運営体制の整備にあたっては、地域住民の主体的な参画によってクラブ運営が推進されることが重要であり、多くの地域住民に「自分の街のクラブ」という帰属意識を生じさせるような工夫が必要です。

また、持続的なクラブ活動を行うためには、常に次世代の育成を念頭に置き、世代交代を図りながらクラブ運営に取り組むことが重要です。

※ 本項目の内容については、「育成プラン2013」の本文P.19～P.20を参照ください。

## (2) 安定的な活動拠点の確保

クラブ創設の準備期においては、身近な活動拠点となる学校施設・公共スポーツ施設を確保することが望まれますが、学校施設・公共スポーツ施設以外にも、地域で活用できる様々な施設や場所、空間を調査し、活動拠点以外の施設等も利用できるよう関係機関・団体と話し合いを行うことも必要です。

また発展的には、地域行政・教育機関等に対し、施設の優先利用・利用料減免措置の適用や、施設管理業務（指定管理等）を受けられるよう働きかけることが重要であり、クラブハウス（機能）の確保についても常に検討・準備し、自治会等の地域組織と連携してその実現を目指すことが必要です。

※ 本項目の内容については、「育成プラン2013」の本文P.20～P.21を参照ください。

## (3) 地域に根差した各種事業の展開

地域のすべての住民が差別なくスポーツに親しむためには、クラブ会員・参加者をはじめとする地域住民のニーズを的確に把握し、プレイヤーズ・ファーストの視点（住民目線）から導き出された事業（下図参照）を展開することが重要です。

また、クラブ会員以外の地域住民とも一体となり、地域の諸課題（健康・医療、育児支援、少子高齢化等）の解決に資する公益的な事業を積極的に行うことが必要です。

※ 本項目の内容については、「育成プラン2013」の本文P.21～P.23を参照ください。

# 総合型クラブに求められるスポーツ事業の分類

	総合型クラブのスポーツ事業	会員対象事業	非会員対象事業
基本的 スポーツ 事業	1.クラブサービス事業	クラブ・サークル活動	—
	2.プログラムサービス事業	スポーツ教室・大会・行事など	
	3.エリアサービス事業	個人や家族などへの施設開放サービス	
	4.イベント観戦サービス事業	競技レベルの高いスポーツイベントをみる機会	
関連的 スポーツ 事業	1.情報サービス事業	○注2)	△注3)
	2.指導者研修事業	○注2)	△注3)
	3.顕彰・表彰・制度的評価事業	○注2)	△注3)
	4.経済的支援事業（配分）	クラブ・サークル 活動への活動費等	—
	5.施設・設備・用具管理事業（学校施設の管理委託、公共施設の指定管理者）		
交流 事業	1.会員交流事業	会員交流・親睦イベント	—
	2.地域交流事業	四季に応じた地域交流行事など	

注2)「○」: 積極的に実施する / 注3)「△」: 可能な限り実施することが望ましい

[中西純司、2012を修正]



#### (4) 地域との相互扶助を築く他団体等との連携

総合型クラブが当該地域の風土・文化・人口・経済事情等に適合し定着・浸透するためには、地域との一体感の醸成が重要であり、学校部活動との連携や、すでに地域に根付いている既存のスポーツ少年団や地域スポーツクラブをはじめ、地域における各種機関・団体との相互扶助の関係を築くことによって、地域社会からの信頼性を確保し、地域に深く根差した必要不可欠な団体となっていくことが必要です。

※ 本項目の内容については、「育成プラン2013」の本文P.23～P.24を参照ください。

#### (5) 地域とクラブをつなぐコミュニケーション戦略

クラブに関する情報・イメージを広く周知することによって、地域におけるより多くの住民が関心を持つようになり、クラブ活動への参加を促すこととなります。また、地域の各種機関・団体との連携構築につながるなど、クラブに有益となる様々な効果が期待できます。

そのためには、クラブの事業を効率的・効果的にPRする等のコミュニケーション手段を用いて、クラブを広く地域社会において周知・浸透させ、地域からの親近感や信頼感を高めることが重要です。

※ 本項目の内容については、「育成プラン2013」の本文P.24を参照ください。また、クラブが効果的に広報活動を行うためのツール「クラブのらくらく広報」を作成していますので併せてお役立てください。

「クラブのらくらく広報」⇒ [http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/kurabuikusei/news/rakuraku\\_kouhou\\_guide.pdf](http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/kurabuikusei/news/rakuraku_kouhou_guide.pdf)

#### (6) 安定的で持続可能な財源の確保

クラブが財政的に自立するためには、受益者(会員・参加者等)負担を基本とし、最終的には、自主独立の財務運営を目指すことが必要です。この点においては、助成金・補助金に過度に頼らず、早い段階から自主財源を確保することを念頭に取り組むことが重要です。特に、年限が定められている助成金・補助金は、クラブを創設する際に必要な諸準備を整えるための初期費用に充て、他方、継続的な運営のために必要な経費(ランニングコスト)は自主財源によってまかなえるような独立採算の道筋を整えることが重要です。

また、<sup>注4)</sup>ソーシャルキャピタルの醸成も含め地元企業等からの協賛や寄付、指定管理者制度の活用等、外部からの財源確保を図ることが望まれます。

注4)「ソーシャルキャピタル」:社会関係資本と訳される。地域のつながりや人間関係などのこと。

※ 本項目の内容については、「育成プラン2013」の本文P.24～P.25を参照ください。

#### (7) 総合型クラブの活動現場における暴力行為の根絶

総合型クラブにおける活動が、会員の多様なニーズを包含し、プレイヤーズ・ファーストの視点(住民目線)によって円滑に運営されるためには、活動現場における暴力行為の根絶が不可欠です。

※ 本項目の内容については、「育成プラン2013」の本文P.25～P.26を参照ください。

## 自己評価・点検用ツール

### 「総合型地域スポーツクラブの自立・自律に向けたチェックリスト」

日本体育協会では、上記の内容を踏まえ総合型クラブとして自立・自律するために必要な事項を抽出・集約し、各クラブが現状を検証するための自己評価・点検を行い、将来的な計画を立案する際の一助となるようなツールを作成しました。

総合型クラブは各々の地域の実情に合わせ、様々な特色を有していますので、必ずしもこのツールで提示した項目すべてに対応する必要はありませんが、各クラブの運営における指針としてお役立て下さい。

#### ▼「総合型地域スポーツクラブの自立・自律に向けたチェックリスト」

[http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/kurabuikusei/doc/check\\_rist\\_Vol.1.xls](http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/kurabuikusei/doc/check_rist_Vol.1.xls)

なお、本ツールの中で示したクラブマネジメントに関する知識について、より深く体得し、クラブの管理・運営に生かしたい方は、日本体育協会公認「クラブマネジャー資格」の取得をお勧めします。ぜひご検討ください。

#### ▼「クラブマネジャー資格」

<http://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid/221/Default.aspx>

---

次号以降では、日本体育協会が取り組む各種支援方策について説明を行っていきます。次号以降もご一読願います。



# 総合型地域スポーツクラブ育成プラン2013

—— 地域住民が主体的に参画するスポーツ環境の構築を目指して ——

日本体育協会では、本年7月に、今後概ね5年を目途とする総合型地域スポーツクラブ育成への取り組みについて取りまとめた「総合型地域スポーツクラブ育成プラン2013(以下「育成プラン2013」)」を公表しました。

このことに関連して、公式メールマガジンにおいて、「育成プラン2013」を紹介する連載を行っています。

今回は連載第4回目として、「日本体育協会が取り組む各種支援方策」のうち「クラブ運営に係る支援体制の整備」(「育成プラン2013」P.27～P.29)についてご紹介します。

## 日本体育協会が取り組む各種支援方策

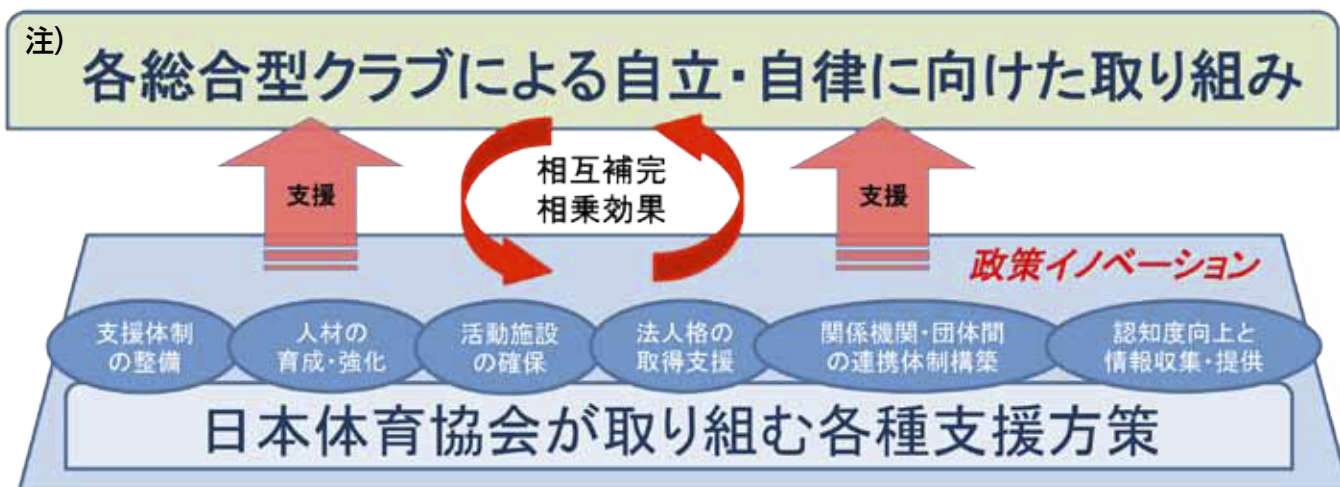
総合型クラブの育成を推進していくためには、総合型クラブ自らによる主体的な取り組みと、本会をはじめとする関係機関・団体が行う下支えとしての取り組みの両面が必要となります。

総合型クラブを取り巻く環境に関する諸課題は多岐にわたっており、その内容によっては、各総合型クラブ自身の取り組みだけでは解決できない性質のものもあります。

したがって、本会では、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」(「育成プラン2013」P.13～P.14)という基本理念の実現に向け、「総合型地域スポーツクラブ育成の基本方針」(「育成プラン2013」P.14～P.16)に沿って、我が国における総合型クラブが永続的に充実した活動を行っていくための環境整備に取り組むことが求められています。

このことから、総合型クラブの活動環境をより充実させるため、総合型クラブ側のニーズを踏まえた上で、本会が取り組む各種支援方策を取りまとめ、示しました。

### ■「育成プラン2013」に示した日本体育協会が取り組む各種支援方策のイメージ図



注)「各総合型クラブによる自立・自律に向けた取り組み」の内容については、「育成プラン2013」の本文P.17～P.26を参照ください。

# クラブ運営に係る支援体制の整備

※ 本項目の内容については、「育成プラン2013」の本文P.27～P.29を参照ください。

## 1 クラブアドバイザーの配置

我が国における総合型クラブ育成事業のこれまでの取り組みを振り返ると、今日、全国に3,000を超える総合型クラブが設立されている状況について、クラブアドバイザー（旧「クラブ育成アドバイザー」）が果たしてきた役割・功績は非常に大きいといえます。

平成24年にSC全国ネットワークが行った調査（同年6月公表）においても、「SC全国ネットワークに何を期待するか（優先順位1位）」との設問に対して、「情報提供（事業プログラム・指導者・助成金等）」との回答が50.3%にも上っており、総合型クラブに対する直接的な情報提供として、クラブアドバイザーによる指導・助言をはじめ、ソフト面での支援の必要性が強うかがえる結果となりました。

現在、本会では、各都道府県に少なくとも1人はクラブアドバイザーを配置する取り組みを行っています。しかし、クラブアドバイザーの役割が創設準備期から創設後の活動まで一体的にアドバイスすることを想定すれば、現状の配置人数では量的に不十分と言わざるを得ません。

### ■ 今後の取り組み

今後の総合型クラブ育成においては、基本理念に掲げた「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」の実現に向け、「総合型地域スポーツクラブ育成の基本方針」を踏まえた一体的な指導・助言の体制を整えることが求められます。このためには、直接的に総合型クラブに接して多方面のサポートを行うクラブアドバイザーを引き続き重視する必要があります。

併せて、総合型クラブの現場において、「クラブアドバイザー」に求められている役割・機能について改めて検証しつつ、これまでも本会が実施してきた「アドバイザーミーティング（クラブアドバイザーを対象に毎年開催している研修会）」等による研鑽機会を確保することをはじめ、総合型クラブの活動を支援するために必要となる知識・技能をさらに充実させていくことが重要です。

このため、本会では、総合型クラブを巡回し、適切な指導・助言を行う人材の重要性を踏まえ、次の通り、クラブアドバイザーの量的拡充と質的向上に取り組んでいきます。

#### ① クラブアドバイザーの量的拡充

- クラブアドバイザーとして、幅広い知識と豊富な経験及び実績を有する人材を、1都道府県あたり継続的に複数名配置できる環境が整えられるように、クラブアドバイザーの配置拡充に向けた必要な支援について、国やJSC等へ要請する。

#### ② クラブアドバイザーの質的向上

- クラブアドバイザーが、本会が新たに掲げた基本理念及び基本方針について十分理解し、総合型クラブや関係者に対して適切に周知・啓発できるよう定期的な研修を行う。
- 総合型クラブのニーズに応え、創設準備段階からクラブ創設10年後までも見越した目標の設定、計画の立案や実際の活動に関する的確な指導・助言を行うために必要となる知識・技能の向上を目的とした研修を定期的に行う。

※ 「育成プラン2013」本文P.28より抜粋



## 2 関係機関・団体による支援体制の充実

現在、本会では、クラブ運営に資するための情報提供の一環として、公式メールマガジン及び本会ホームページを通して、各方面の内容を随時提供・発信していますが、これらの内容は不特定多数の総合型クラブ関係者を対象としていることから、一般的かつ汎用的な内容となっています。

一方、各総合型クラブが抱える個別の事情・問題によっては、クラブマネージャーやクラブアドバイザーの職能を上回る専門的な知識・技能・経験等が求められる場合も少なくありません。

このような状況に対処するために、まずは様々な人材を活用することが考えられます。近隣クラブとの連携、地域単位のネットワークの活用や、都道府県単位でのネットワーク(各都道府県総合型クラブ連絡協議会)、全国単位でのネットワーク(SC全国ネットワーク)等による総合型クラブ関係者間のネットワークの活用は大きなテーマです。

さらに、総合型クラブ関係者間のネットワークだけでは解決できないような諸課題・問題に対しては、その内容に応じて、地域固有のスポーツ環境に関する問題であれば、市区町村体育・スポーツ協会あるいは都道府県体育・スポーツ協会から助言・支援を得ることや、また、スポーツ行政や行政手続きに関する問題であれば、市区町村あるいは都道府県の行政(地方公共団体)から助言・支援を得て対応することも想定されます。

### ■ 今後の取り組み

本会では、総合型クラブが直面する多岐の分野にわたる諸課題に対して、効果的かつ円滑に対応できるよう、国や日本スポーツ振興センター、都道府県体育・スポーツ協会、SC全国ネットワークをはじめとする関係機関・団体との連携体制を整え、全国レベル、都道府県レベル、市区町村レベル、地域レベル、個人レベルでの様々な階層によるネットワークの構築を念頭に、総合型クラブの活動が充実・発展するために必要な支援活動を行っていくこととします。このことを踏まえ、次の取り組みを行います。

#### ① 支援体制の再構築

- 都道府県体育・スポーツ協会、SC全国ネットワークをはじめ、国やJSC等の関係機関・団体と連携して、総合型クラブが抱える諸課題に対応するための全国レベル、都道府県レベル、市区町村レベル、地域レベル、個人レベルの様々な階層による支援のネットワークを構築する。
- 関係機関・団体との連携体制を整え、「全国単位・都道府県単位・市区町村単位・地域単位・個人単位での相談窓口の設置」、「運営に関するコンサルティングサービスの提供」や「クラブ創設の啓発に係る住民対象のミニフォーラムの開催支援」等、総合型クラブの育成・支援に関する諸事業の実施について検討する。

※ 「育成プラン2013」本文P.28より抜粋

### 3 スポーツ推進委員との連携

「スポーツ基本法」(平成23年公布・施行)において、新たに市区町村のスポーツ推進に係る体制の整備を図るため、従来の「体育指導委員」を、市区町村の教育委員会より「スポーツ推進委員」として委嘱することが定められるとともに、同推進委員がスポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うことになりました。

また、「スポーツ基本計画」(平成24年策定)においては、「国は、地方公共団体と連携し、スポーツ推進委員に対して『クラブアドバイザー』と連携を図り、総合型クラブの育成支援への一層の参画を促す」という、さらに具体的な役割が明記されました。

これまでも、「体育指導委員」が総合型クラブの活動に様々な形で関与している事例はありますが、「スポーツ基本法」の施行並びに「スポーツ基本計画」の策定に伴い、今後は、本会与公益社団法人全国スポーツ推進委員連合が互いの資源を活かしながら、緊密な連携の下、全国的な展開として総合型クラブの育成を図ることについて検討していく必要が生じているといえます。

#### ■ 今後の取り組み

「スポーツ推進委員」は、当該地域の行政(市区町村)から委嘱された人材であることから、その地域との縁が深く、行政との関係が強い、という特徴を有しています。このことから、地域に根差した総合型クラブの育成・支援に係るキーパーソンとなり得ます。

今後、関係機関・団体が一丸となって総合型クラブに対する人的支援を充実させる観点から、「スポーツ推進委員」と「クラブアドバイザー」が互いの「資源(「強み」)」を活かしながら、各々が果たす役割等を整理し、総合型クラブへの支援体制を充実させるための環境整備について検討する必要があります。このことを踏まえ、次の取り組みを行います。

#### ① スポーツ推進委員との連携体制の構築

- 「スポーツ推進委員」と「クラブアドバイザー」の各々が果たす役割・使命を整理し、互いの資源(「強み」)を活かして、効果的で円滑な支援を行う体制を構築するため、本会与全国スポーツ推進委員連合との間で、早急に協議の場を設けることができるよう調整する。
- 現在、すでにスポーツ推進委員による支援の下で活動している総合型クラブもあることから、このようなクラブにおけるスポーツ推進委員とクラブアドバイザーとの役割及び連携体制を整えるための事例収集を行い、「スポーツ推進委員」と「クラブアドバイザー」の連携体制を構築するための基礎資料とする。

※ 「育成プラン2013」本文P.29より抜粋

次号では、「日本体育協会が取り組む各種支援方策」のうち「クラブ運営を担う人材の強化」について、紹介します。次号以降もご覧ください。



# 総合型地域スポーツクラブ育成プラン2013

—— 地域住民が主体的に参画するスポーツ環境の構築を目指して ——

日本体育協会では、本年7月に、今後概ね5年を目途とする総合型地域スポーツクラブ育成への取り組みについて取りまとめた「総合型地域スポーツクラブ育成プラン2013(以下「育成プラン2013」)」を公表しました。

このことに関連して、公式メールマガジンにおいて、「育成プラン2013」を紹介する連載を行っています。

今回は連載第5回目として、「日本体育協会が取り組む各種支援方策」のうち「クラブ運営を担う人材の強化」(「育成プラン2013」P.29～P.31)についてご紹介します。

## 「日本体育協会が取り組む各種支援方策」としての「人材の強化」

### ■ 現状と課題

総合型クラブの運営において、常にその中心となるのは「人」、すなわち「人材(人的資源)」であり、クラブ運営に関する各種資源(ヒト、モノ、カネ、情報)を潤沢に有していようと、そのハンドリング次第で、得られる成果・効果に大きく影響することを考えれば、総合型クラブの創設・維持・発展・拡充において最も重要な資源であるといえます。

SC全国ネットワークの調査(平成24年6月公表)における「SC全国ネットワークに何を期待するか(優先順位1位)」との設問(n=1,722)では、「研修会の開催」との回答が28.3%の割合となっています。

この「研修会の開催」を選択した理由(原文は非公表)を検証すると、「総合型クラブの運営に関する研修(マネジメント、会計、法人格取得、リスクマネジメント等)」や「クラブマネジャーのスキルアップ」等のクラブマネジメントに関する分野を望む意見、「指導者のスキルアップ」や「魅力的な教室の開催などプログラムに関する研修」等のスポーツ事業の展開に関する分野に係る研修を望む意見が多く挙げられていました。

また、これまで毎年行ってきた旧「クラブミーティング」(現「クラブネットワークアクション」)におけるグループワークでは、ほぼ毎年全ブロックでクラブ運営を担う「人材」に関する検討テーマが設定されており、その検討内容として、クラブを自立・自律させるためのマネジメント能力や、地域づくりを担う能力等を養うためにどのような取り組みが必要か、あるいは、自分たちのクラブを次世代へ継承していくためにいかに取り組むべきか、などといった意見交換が行われてきました。

さらに、全国のクラブアドバイザーが一堂に会して行っているクラブアドバイザーミーティングでのグループワークにおいても、上記と同様の意見が多く挙げられており、クラブ運営を担う「人材」の育成・確保については、総合型クラブの現場における共通の課題であると考えられます。

このことから、総合型クラブの現場においては、様々な分野の諸課題・問題に対応するために、より質の高い多様な「人材」の育成と確保に関する支援が重要かつ喫緊の課題であることがうかがえます。

本会をはじめとする関係機関・団体が、この要望に如何に応えていくかが求められています。

### ■ 取り組みの観点(コンセプト)

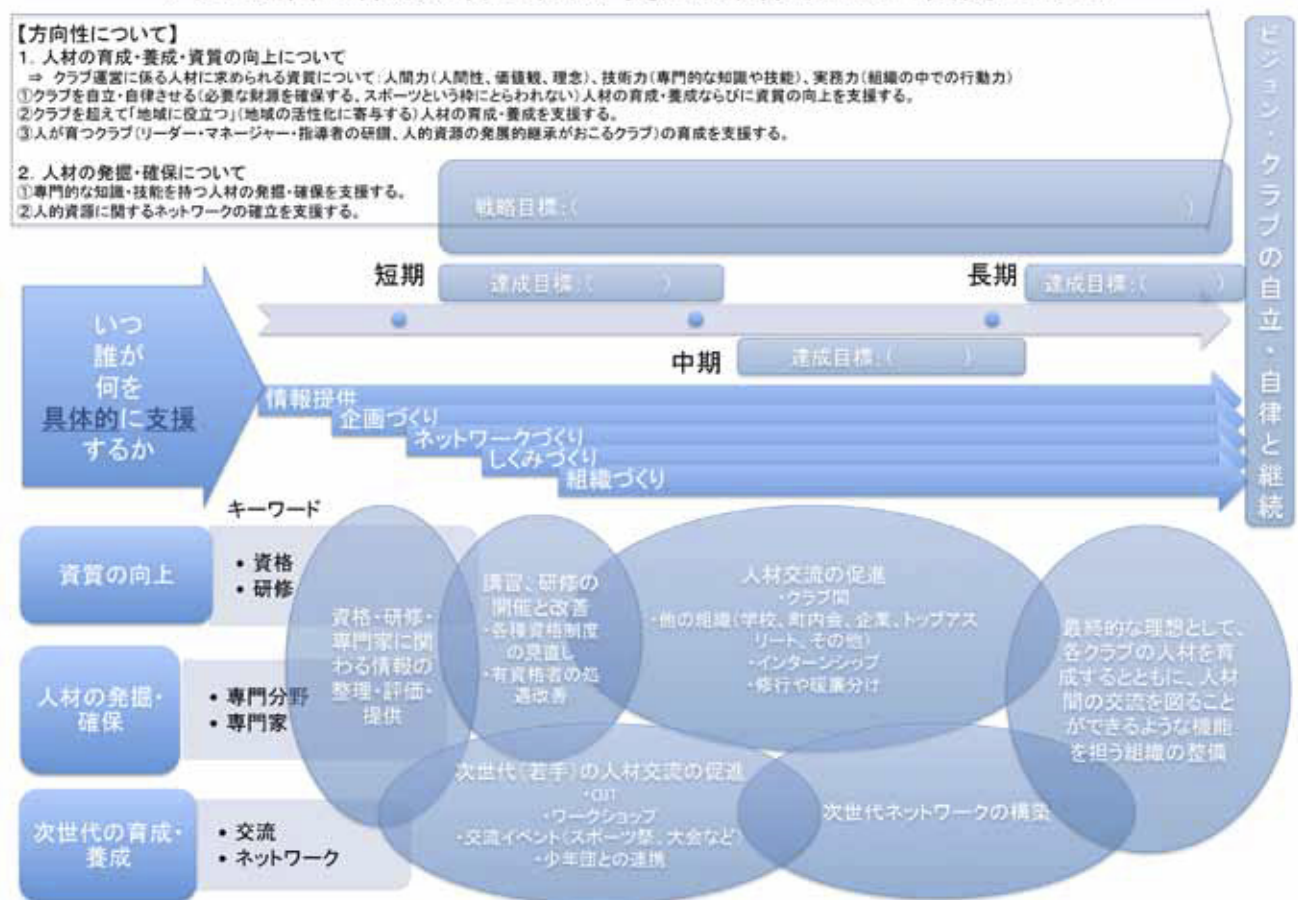
総合型クラブの創設・維持・発展・拡充において最も重要な資源である「人材(人的資源)」を強化する支援にあたっては、今回、総合型クラブ育成の基本理念として掲げた「住民の連携・協働によって地域の絆を培い、地域社会の発展に寄与」することを目指して取り組むことが重要です。

また、総合型クラブから求められているような、より質の高い多様な「人材」の育成と確保を支援するためには、クラブマネジメント資格による一定の専門的知識を有するだけでなく、相応の実務経験が必要となってきます。つまり、クラブマネジメントの基盤となる知識と技能を実践の場で使いこなす能力が必要となってくることから、クラブ現場での活動実践を通して、「人材」を育成することが必要です。

加えて、すでに一定の専門的能力・スキル・経験を有している「人材」を、地域から発掘、あるいはネットワークを介して確保することも必要です。

本会では、今後、クラブ運営を担う人材の強化に係る各種課題・問題に対して、次のイメージ図のようなフレームワーク(考え方の枠組み)をもとに、具体的な検討に取り組んでいきます。

## クラブ運営に係る人材の育成・養成、確保ならびに資質の向上





## 1 クラブを自立・自律させるための計画を企画・立案できる人材の育成

※ 本項目の内容については、「育成プラン2013」の本文P.29を参照ください。

総合型クラブの自立・自律に向けて、その活動基盤をより充実させるためには、プレイヤーズ・ファーストの視点(住民目線)によって、地域住民の多様なニーズを包含することが重要です。このことにより、総合型クラブの活動が地域に密着した多様な内容となり、財政的に自立するために必要な自主財源の確保(会費、事業収入等)につながります。

したがって、人材育成の観点として、魅力的な事業計画を企画・立案する能力が求められることとなります。

この際には、「スポーツ活動」を念頭に置きつつも、既定のスポーツ種目に必ずしも固執せず、発展的には、異業種・異業態も含めた幅広い視野と見識を培うことも必要です。

具体例を挙げると、スポーツを観戦する「スポーツツーリズム」や、ゴミ拾いをスポーツ化した「スポーツごみ拾い」、スポーツだけでなく地域交流と文化事業も含めた「地域交流・文化・スポーツイベント」等の他、東日本大震災復興支援に貢献する各種イベントやチャリティー活動、老人クラブへの健康指導、スポーツ組織・団体の事務局業務代行の受託、学校の警備支援(スクールガード等)、ボランティア活動のマネジメント等といった、地域住民や地域社会における多様なニーズを的確に捉えることができる視点が求められます。

地域のニーズを的確に捉えた上で、魅力的な事業の企画・立案を実現させていくことにより、クラブ活動をより充実させることができ、自主財源の確保につながります。単にスポーツ教室の運営のみにとらわれることなく、「豊かな発想」と「専門的な運営能力」によって取り組むことが必要です。

スポーツ以外の分野における視点を養うためには、異業種・異業態の資格取得や研修受講も大いに参考になるものと考えられます。

また、魅力的な事業を企画開発し、適切に運営していくためには、マネジメントに関する一定の知識・技能が必要です。このため、クラブマネジャー等、総合型クラブを運営する中心的人材には、クラブマネジメントに関する全般的な知識を修得することができる日本体育協会の「公認クラブマネジャー資格」を取得することが望まれます。「公認クラブマネジャー資格」の取得が難しい場合・状況であっても、適切にクラブを運営していくためには、「公認アシスタントマネジャー資格」程度の知識を有しておくことは必須といえるでしょう。

これらのことを踏まえ、次の通り取り組んでいきます。

### ① クラブマネジメント資格を有する人材の養成促進

- クラブ業務を合理的に行い、効果的な事業計画を企画・立案する上で必要となる一定以上の専門的な知識・技能を身につけた人材を充実させるため、都道府県体育・スポーツ協会と連携し、全国の総合型クラブ関係者に対して、本会クラブマネジメント資格の取得を促す。

### ② 幅広い視野と多様性を持つ人材を育成するための情報提供

- 魅力的な事業計画を企画・立案するためには、スポーツ以外の分野も含めた幅広い視野と見識を培うことが重要であることから、異業種・異業態の「資格」・「研修」の内容、同分野との直接的な交流や現場研修等の活動実践の事例について、体系的に集約・整理し、クラブ運営を担う人材の強化に向けた情報提供を行う。

※ 「育成プラン2013」本文P.29より抜粋

## 2 クラブの公益性を高める人材の育成

※ 本項目の内容については、「育成プラン2013」の本文P.30を参照ください。

総合型クラブが、地域に定着し、すべての地域住民から必要な存在であると認識されるためには、総合型クラブ育成の基本理念でも示している通り、「地域の絆を培い、地域社会の発展に寄与する」ことを踏まえ、総合型クラブ育成の基本方針に掲げた「クラブ会員(特定の構成員)のみが自己の欲求を充足させる『共益的な活動』にとどまらず、地域づくりまでも視野に入れ、クラブ会員以外の幅広い地域住民の参入を図りつつ、スポーツの『楽しさや喜び』を拡充し普及させる『公益的な活動』」を行うことが重要です。

このためには、多種多様な地域の「公益」を的確に捉えた上で、いかに貢献するかという視点が欠かせません。また、多種多様な「公益」を的確に捉えるためには、多面的な視点が不可欠です。

例えば、男性と女性のライフスタイルには、生理的な面(妊娠・出産等)からも大きな差異が生じるため、女性の視点は欠かすことができません。それだけではなく、加齢によって身体機能が減退しつつある高齢者の視点や、身体に障がいを抱える地域住民の視点も踏まえる必要があります。

このような「公益」に関する多種多様な視点を有する人材の育成にあたっては、クラブメンバー以外も含めた「地域住民」との豊かな交流を通して、地域の様々な課題に対して共に向き合い、個人・組織の単位を超えて、当該地域が一体となり、連携・協働して課題解決に取り組むことが重要です。このような活動を通して、クラブにおける人材の実践力が高められることとなります。

さらに、このような活動を通じた人材の育成は、人材の実践力を高めることのみならず、地域における総合型クラブの存在感と信頼感を高めることにつながります。

これらのことを踏まえ、次の通り取り組んでいきます。

### ① 地域の活性化に寄与する取り組み事例の提供

- 総合型クラブにおける多種多様な「公益」に関する見識を有した人材の育成を促進するため、「地域との豊かな交流」や、複数クラブ間での「人事交流」等を通して実践力を高められるような事例を提供する。
- 事例の提供にあたっては、都道府県体育・スポーツ協会やSC全国ネットワーク等と連携し、該当する事例を集約・整理した上で、各クラブ単位で転用・応用できるように、地域の活性化に寄与する取り組みに至るまでのプロセスや成功要因等を検証し取りまとめて広く発信するとともに、人材育成のための研修会・講習会等で有効に活用する。
- 事例の発信にあたっては、「公式メールマガジン」及び「本会ホームページ」等の各種媒体を活用する他、クラブアドバイザーによる直接的な指導・助言やブロック別クラブネットワークアクション等の機会を通して「公益的な活動」に関する内容を周知していく。

### ② 女性ネットワークの確立

- 多種多様な「公益」に関する内容を確保するにあたって、女性の視点をクラブ運営に反映していくことが重要であるため、クラブ間の女性ネットワークの構築に向けた取り組みを推進する。
- 「女性トップアスリート」や「女性起業家」「女性経営者」等の異業種との交流促進につながるようなイベントの開催や、ネットワーク構築の支援等を行い、女性のリーダーや運営担当者を育成する。

※ 「育成プラン2013」本文P.30より抜粋



### 3 人的資源の発展的継承に係る体制整備の支援

※ 本項目の内容については、「育成プラン2013」の本文P.30～P.31を参照ください。

我が国に総合型のクラブ文化を定着させるためには、総合型クラブ育成の基本方針に示している通り、総合型クラブが「永続的な活動が行えるよう、新しい人材を積極的に受け入れ、世代交代を図りながら次世代の育成・継承に係る体制を整える」ことが必要です。

このためには、短期的な自立・自律を目指すだけでなく、各クラブ単位の理念や目標の実現に向けて、クラブ独自の文化を発展的に継承していくとともに、その活動や取り組みが地域に定着し、永続的に継続する組織となることが求められます。

しかしながら、次世代の中心となるようなメンバーが、設立時のメンバーが培ってきた経験と同程度に、クラブ理念やビジョン、クラブ独自の文化を深く理解し、体現・継承していくためには、テキスト(資料・書類上)で学ぶだけでは困難であり、かつ不十分であることが想定されます。

活動の実践の場において周囲との関わりを通して学習するという「状況的学習論」の考え方を踏まえれば、クラブの現場で、インターンシップによるOJT(「On the Job Training」;管理監督者の下で行われる実務研修)のように、運営の「お手伝い」から始まり、徐々にステップアップを重ねていき、最終的に運営の中心的な役割に携わっていくといった、現場での実践的な経験・学習を通してこそ、深く継承されていくこととなるでしょう。

このため、他世代との交流や、クラブ内における「OJT」の実施体制、他クラブとの「人材交流」等を通して、人材の発展的継承を促進することが必要です。

これらのことを踏まえ、次の通り取り組んでいきます。

#### ① 大学・専門学校との連携による次世代の人材確保に係る支援

- 関係機関・団体と連携し、体育・スポーツ系の大学や専門学校を中心とした教育機関に対して、授業や実習等において総合型クラブについて学ぶ機会を設け、総合型クラブに対する認知度向上を図り、興味関心を誘起させ、クラブ運営を担う次世代の人材確保の一環とする。
- 体育・スポーツ系の大学や専門学校を中心とした教育機関と連携の上、総合型クラブのマネジメントに関する基礎的な資格として位置付けている「アシスタントマネジャー」の取得機会を拡充し、次世代の人材確保に資する。

#### ② スポーツ少年団等との連携による次世代の人材育成に係る支援

- 総合型クラブに在籍する中学生、高校生に対して、スポーツ少年団「ジュニアリーダー」「シニアリーダー」の資格取得を促すとともに、クラブ内における「OJT」による活動実践を通して、「次世代」のクラブリーダーや運営担当者を育成する体制を整備する。
- 日本スポーツ少年団と連携し、地域の中学生、高校生に対して、クラブ運営や少年団の実務研修(海外を含む)等を体験する機会を確保し、総合型クラブ及び少年団に対する認知度向上を図るとともに、総合型クラブ運営に係る興味関心を誘起する。
- 20～30歳代の若手世代のクラブスタッフを対象に、クラブ運営に係る能力形成(運営技能や知識・経験等の蓄積による能力向上)を促進するため、クラブ間の若手世代ネットワークを構築するとともに、「若手トップアスリート」や「若手起業家」「若手経営者」等の異業種との交流促進につながるようなイベントの開催等を企画する。

※ 「育成プラン2013」本文P.31より抜粋

## 4 専門的な知識・技能を持つ人材の発掘・確保

※ 本項目の内容については、「育成プラン2013」の本文P.31を参照ください。

総合型クラブの活動基盤をより充実させるためには、スポーツの指導面のみならず、法律や財務面をはじめとする一定の専門的能力・スキル・経験を有した「人材」を発掘・確保し活用することが重要となってきます。

このような総合型クラブの運営に必要な一定の専門的能力・スキル・経験を有する人材の確保については、現有のクラブ内人的資源の力量形成(育成・養成)だけでなく、クラブ外にも目を向けて、地域に眠っている優秀・有能な人材を発掘・確保することも視野に入れて取り組むことが重要です。また、この発掘・確保にあたっては事前にクラブ内で、将来的にクラブにとってどのような人材が必要となってくるかについて、検討・整理するとともに、該当する人材像を明確にしておくことが必要です。

地域に眠っている優秀・有能な人材を発掘・確保するためのネットワークを整え、各総合型クラブが求める人材と出会えるように、効果的・効率的な発掘・確保につながるような体制の構築が求められます。

また、スポーツ分野以外の異業種・異業態の組織・団体においても、総合型クラブとの連携を模索している可能性を踏まえ、各々のニーズがマッチングするような全国的なネットワークの構築も視野に入れて検討する必要があります。

これらのことを踏まえ、次の通り取り組んでいきます。

### ① 人材の発掘・確保に関するネットワークの構築及び情報提供

- 都道府県体育・スポーツ協会やSC全国ネットワークをはじめとする関係機関・団体と連携し、人材の発掘・確保を支援する全国的なネットワークの構築を検討する。
- ネットワークの構築に向けて、すでに同様の取り組みを行っている事例を収集し、ネットワーク構築の基礎資料とする。そのため、スポーツ界のみの事例にとどまらず、各種の非営利団体が行っている事例についても広く収集する。
- ネットワークの構築に向けて収集した事例のうち、各クラブ単位でも取り組めるような内容については、クラブ単位で転用・応用できるように、その成立プロセスや成功要因等を検証し、集約・整理した上で、「公式メールマガジン」及び「本会ホームページ」等の各種媒体を活用し、広く提供する。

※ 「育成プラン2013」本文P.31より抜粋

次号では、「日本体育協会が取り組む各種支援方策」のうち「活動施設の確保」について紹介します。次号以降もぜひご覧ください。



# 総合型地域スポーツクラブ育成プラン2013

—— 地域住民が主体的に参画するスポーツ環境の構築を目指して ——

日本体育協会では、昨年7月に、今後概ね5年を目途とする総合型地域スポーツクラブ育成への取り組みについて取りまとめた「総合型地域スポーツクラブ育成プラン2013(以下「育成プラン2013」)」を公表しました。

このことに関連して、公式メールマガジンにおいて、「育成プラン2013」を紹介する連載を行っています。

今回は連載第6回目として、「日本体育協会が取り組む各種支援方策」のうち「活動施設の確保」(「育成プラン2013」P.32～P.33)についてご紹介します。

## 「日本体育協会が取り組む各種支援方策」としての「活動施設の確保」

### 1 学校施設開放の拡充

※ 本項目の内容については、「育成プラン2013」の本文P.32を参照ください。

#### ■ 学校施設開放の現状と課題

文部科学省が、我が国における体育・スポーツ施設について、全国の市区町村を対象に実施した調査(文部科学省「体育・スポーツ施設現況調査」平成22年3月公表)によると、平成20年度における我が国の体育・スポーツ施設は222,533ヵ所あるとされています。そのうち、「学校体育・スポーツ施設」は136,276ヵ所(全体の61.2%)に及び、それに次ぐ「公共スポーツ施設」の53,732ヵ所(全体の24.1%)を大きく上回っています。また、同調査によると、平成19年度における学校体育施設の開放状況の実績として、データ数値上は、全国の市区町村(n=1,809)の98.3%が開放していることとなっています。

しかしながら、その一方、平成21年度文部科学省委託調査として、株式会社三菱総合研究所が取りまとめた「総合型地域スポーツクラブの設立効果に関する調査研究報告書(平成22年3月)」では、総合型クラブを対象にした「施設の利用状況(充足状況)」の調査(n=54)において、「現状では足りているが、不足する可能性がある」の回答が25.9%、「不足している」が22.2%で、合計48.1%となっています。この調査では「n数(サンプル数)」が少ないものの、調査対象の約半数の総合型クラブが、現状の施設の利用状況に不安・不足を感じていることがうかがえます。

加えて、SC全国ネットワークのアンケート調査(平成24年6月公表)における「SC全国ネットワークに何を期待するか」との設問に対する回答内容(原文は非公表)においても、「活動施設の確保」「学校施設の開放」「(学校施設の開放に関する)行政・教育関係者への理解促進」等、「活動施設」に関連する内容が多々見受けられました。

同アンケート調査結果以外にも、ブロック別クラブミーティング(現ブロック別クラブネットワークアクション)でのアンケート調査の意見や、その他、クラブ育成アドバイザー(現クラブアドバイザー)、あるいはSC全国ネットワーク等を通じて、日々寄せられる総合型クラブ現場関係者の意見・要望においても、「活動施設の確保」に関する内容は非常に多い状況です。

全国に136,276ヵ所設置(平成20年度)されている学校体育施設について、全国市区町村の98.3%が開放しているという行政側の回答結果がある一方、上述の通り、地域住民に対する調査結果からは、学校体育施設が十分に地域に開放されているとの実感が乏しい状況にあり、行政と地域住民の意識の間にはデータ上の数値とは別に、大きな隔たりがあることとなります。

この一見矛盾しているような結果の背景については、これまで寄せられた意見等を集約すると、学校施設開放の運営主体(教育委員会、地区体育振興会、学校開放運営委員会等)の複雑なあり方に起因する利用の困難・不便さや、実際には特定の団体のみで占有して地域に広く開かれているとは必ずしも言い難いケース、利用にあたって種々の条件が課されているケース、年に数回程度しか開放されていないケース等が報告されており、様々な要因が関係していると推測できます。

但し、どのような理由に起因していようとも、地域住民の視点に立てば、学校体育施設の開放が不十分であると感じられている現状があり、今後改善していく必要があります。

ところが、学校体育施設の開放に関する取り組みについては、総合型クラブ育成において重要な意義と必要性があると認識しているものの、学校体育施設を取り巻く制度的環境(法律・条例等)について、本会が直接的・間接的に実行・関与する権限を有していません。よって、この取り組みについては、直接的・間接的な権限を有する関係機関等に対して働きかけるほかにありません。

学校体育施設を管轄している機関としては、直接的には、主に都道府県あるいは市区町村単位の行政・教育機関であり、法整備といった統括的・間接的な管轄は国(文部科学省)となります。

国(文部科学省)としては、これまでも全国の知事や教育委員会に対して、学校施設開放を促進すべき、あるいは促進に努めなければならない旨の通知や施策の公表等を行っています。

特に、平成23(2011)年8月に施行された「スポーツ基本法」の第13条では、「当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない」と定めています。また、平成24(2012)年3月公表の「スポーツ基本計画」では、学校体育施設の運営方法として、「学校が地域住民へ場を提供する『開放型』から、『共同利用型』への移行を一層促進し、設置者、学校、地域社会が施設管理の責任・負担や地域住民の利用に係る調整等を協働して担うことで、地域住民の立場に立った積極的な利用の促進を図っていくことが求められる」と明記されています。

この他にも、文部科学省では、スポーツ基本法の理念やスポーツ基本計画の政策目標を実現するために、各自治体において学校施設の有効利用を検討する際の一助となるよう、平成24年3月に「学校体育施設等の有効活用実践事例集」を作成・公表しています。

つまり、国(文部科学省)では、かねてより学校体育施設開放について、すでに各種の取り組みを行っていることを踏まえれば、今後、学校体育施設開放に向けての諸課題・問題に関しては、国(文部科学省)と緊密に連携の上、当該施設を直接管轄している都道府県及び市区町村単位の行政や学校教育機関との連携体制を整えていくことが必要です。

## ■ 取り組みの観点(コンセプト)

小・中学校は、その多くが地域住民の日常生活圏を単位に設置されています。このことから、小・中学校の施設等を総合型クラブの拠点として活用できることとなれば、本会が掲げる総合型クラブ育成の基本理念における「国民の一人ひとりが主体的にスポーツ文化を豊かに享受する場を各地域に創出・提供」することにつながるため、非常に重要な意義を有しています。

さらに発展的に、総合型クラブが学校体育施設を管理できるようになれば、各種スポーツ事業を展開するにあたって、物的資源としてのスポーツ施設を確保することができることとなり、事業実施に係る基盤を整えられるようになります。

さらに、これらの取り組みは、地方公共団体(市区町村行政)や学校教育機関にとっても、施設を活用する地域住民から学校に対する親近感が得られ、学校と地域とのコミュニケーションが活発になり、このことに起因して、多世代間(児童・生徒



と総合型クラブ関係者・参加者)の交流を通じたプラスアルファの教育効果が生じたり、教員の事務負担が軽減する等のような効果も想定されます。併せて、総合型クラブを介して、専門性の高い外部指導者を学校へ招へいする等、学校外組織との連携にまで発展させることが可能になれば、学校側にとってもより質の高いスポーツ教育活動を行える点でも非常に有用になると考えられます。

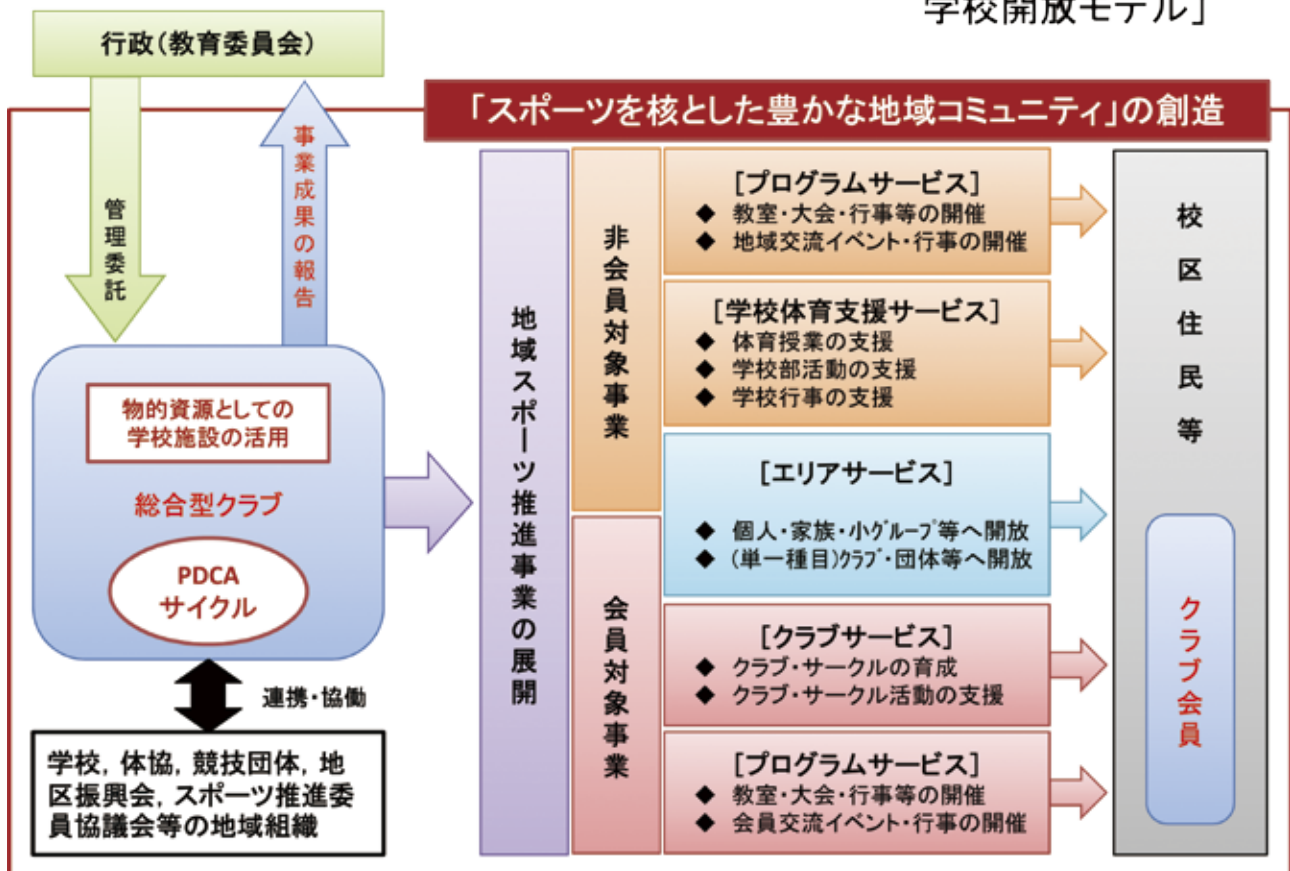
そして発展的には、学校施設利用の運営主体を「行政主導型」から「地域住民主導型」へ移行することや、学校体育施設を社会教育施設として総合型クラブが運営委託を受けることができるような「総合型クラブ主導型」への展開を見据えて働きかけることも必要です。

このように行政(「官」)が限られた資源(学校体育施設等)を、総合型クラブ等(「民」)へ開くことによって、官と民の協働が促進され相互の信頼が高まることとなれば、その結果、さらなる地域のスポーツ推進と地域づくりの相乗効果・好循環を後押しする体制として、好ましい影響を与えることにつながるものと考えられます。

最終的には、下記モデル図に示したように、学校施設を中心として総合型クラブと地方公共団体(市区町村行政)・学校教育機関が連携し、地域住民や学校運営に対するスポーツサービス業務の展開を図り、総合型クラブが地域に根差して、「地方公共団体(市区町村行政)」・「学校教育機関」及びそれぞれの「地域」との相互補完・好循環の関係を築くことが望まれます。

### ■ 総合型クラブ主導型による学校施設の管理イメージ

#### 「地域スポーツ経営組織としての総合型地域スポーツクラブによる学校開放モデル」



[ 中西純司、2012を修正 ]

これらのことを踏まえ、次の通り取り組んでいきます。

### ① 学校施設の活用に係る関係機関等との取り組み

- 学校施設を管理する関係機関等においても、学校体育施設を開放できない要因があると考えられることから、その要因を調査・把握し、総合型クラブとの間で相互補完ができるような連携方法を模索・検討する。
- 現在、すでに学校施設の開放を通して地域づくりを実践している事例があることから、学校施設開放への取り組みに係る基礎資料として、具体的な連携内容や当該地域の条例等の環境面に関する情報を集約・整理し、学校施設開放の促進に向けたツールとして取りまとめ、施設を直接管理する関係機関等に対し配布の上、理解の促進を図る。
- 学校施設の運営主体を「行政主導型」から「地域住民主導型」へ発展的に移行することや、学校施設を中心として総合型クラブと地方公共団体(市区町村行政)・学校教育機関が連携し、総合型クラブが運営を委託されるような「総合型クラブ主導型」(「育成プラン2013」P.43/参考資料「総合型クラブ主導型による学校施設の管理イメージ」)への展開も見据えた取り組みを行う。

### ② SC全国ネットワークとの連携による全国的な取り組み

- SC全国ネットワークのスケールメリットを活用し、全国で同一日の同一時間帯に、全2,778の加入クラブ(平成24年12月末時点)が学校施設の活用に係るアクションを一斉に起こすなど、社会的な関心や「世論」の喚起を促すため、地域住民が主体的に行動できるような取り組みを検討する。

※ 「育成プラン2013」本文P.32より抜粋

## 2 公共スポーツ施設の拡充

※ 本項目の内容については、「育成プラン2013」の本文P.32～P.33を参照ください。

### ■ 公共スポーツ施設の現状と課題

日常的なスポーツ活動や、顔の見える範囲での身近な地域づくりの拠点として、地域の学校体育施設の活用は非常に有効です。しかし、そもそも学校体育施設は児童・生徒が授業や学校教育活動の場として使用することが前提であるため、特に、平日の日中においては総合型クラブによる活用が困難です。この他にも、施設利用時のキャパシティ(同時に施設を利用することができる上限人数)に制約が生じることや、学校体育施設内に設置されている付帯設備や用具は児童・生徒が使用することを前提としていることから、体格や体力が異なる成人や高齢者、障がい者が使用するには、設備や用具の規格等が合わない場合もあります。

また、総合型クラブの事業では、スポーツの競技会や大規模なスポーツイベントを行うこともあり、この際には、一定の基準(競技施設・用具、付帯設備等)を満たすスポーツ専門の施設が必要となることもあります。

この他、一般的なスポーツ施設に関するニーズに着目すると、内閣府大臣官房政府広報室が行った「体力・スポーツに関する世論調査(平成21年11月公表)」において、「公共スポーツ施設についての要望」の設問(n=1,925)に対して、「身近で利用できるよう、施設数の増加」を選択した回答が36.4%で、最も多い結果となっており、さらなる公共スポーツ施設の設置拡充を望んでいることを示しています。

併せて、「スポーツ基本法」の第12条においては、「国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ)の整備、利



用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない」とされており、法律的な側面からも、国及び地方公共団体が、公共スポーツ施設の拡充に対して積極的に取り組むことが定められています。

これらのことから、本会としても、公共スポーツ施設の活用がさらに促進され、かつその整備面においてもより充実していくよう、取り組む必要があります。

## ■ 取り組みの観点(コンセプト)

総合型クラブ育成の基本理念で掲げた「身近にスポーツ文化を豊かに享受できる環境を整えること」を目指し、専門性の高いスポーツ環境をさらに整えることによって、総合型クラブの活動が、「地域住民の多様なニーズを包含し、多様な活動が可能」となるよう取り組むことが重要です。

特に、総合型クラブの活動において「多様なニーズ」及び「多志向」を目指す点においては、競技性を高める取り組みも当然含まれることから、一定の水準を満たした競技施設が必要となってきます。

この競技志向の視点については、本会が昨年6月に策定した「21世紀のスポーツ推進方策2013」において「スポーツを通してフェアプレイ精神の本質が理解され、草の根レベルから社会(国)レベルの交流によって、人々の相互尊敬や異文化理解を基調とする真の親善と友好」を拓げる旨が記載されており、このことから、競技レベルの如何を問わず、活動環境を益々充実させていくことが求められます。

したがって、今後、総合型クラブ活動の幅をさらに広げ、充実・発展を目指していくためには、身近で日常的に使用する学校体育施設以外に、より専門性の高い公共スポーツ施設の確保は重要であり、公共スポーツ施設の優先的活用、並びに、現状における公共スポーツ施設の設置拡充の要請も含めて、本会及び都道府県体育・スポーツ協会が連携して、スポーツ施設のさらなる整備促進に向けて取り組むことが必要です。

これらのことを踏まえ、次の通り取り組んでいきます。

### ① 総合型クラブの優先的利用等に係る取り組み

- 現在、すでに公共スポーツ施設を総合型クラブが活用して地域づくりやその活性化に貢献している事例があることから、その具体的な内容を集約・整理し、基礎資料として取りまとめた上で、公共スポーツ施設の優先的利用や、手続きの簡便化、施設設置の拡充に向けて、都道府県体育・スポーツ協会やSC全国ネットワークをはじめとする関係団体と連携して、国や地方公共団体等とともに取り組む必要がある。

### ② SC全国ネットワークとの連携による全国的な取り組み

- 公共スポーツ施設の拡充に向け、前記 ① の学校施設開放の拡充に係る取り組みと連動して、SC全国ネットワークと連携し、社会的な関心や「世論」の喚起を促すなど、地域住民が主体的に行動できるような取り組みを検討する。

※ 「育成プラン2013」本文P.33より抜粋

次号では、「日本体育協会が取り組む各種支援方策」のうち「法人格取得に係る支援」及び「クラブの充実・発展及び社会的認知度向上のための情報の収集・提供」について紹介します。次号以降もぜひご覧ください。

# 総合型地域スポーツクラブ育成プラン2013

—— 地域住民が主体的に参画するスポーツ環境の構築を目指して ——

日本体育協会では、昨年7月に、今後概ね5年を目途とする総合型地域スポーツクラブ育成への取り組みについて取りまとめた「総合型地域スポーツクラブ育成プラン2013(以下「育成プラン2013」)」を公表しました。

このことに関連して、公式メールマガジンにおいて、「育成プラン2013」を紹介する連載を行っています。

今回は連載第7回目として、「日本体育協会が取り組む各種支援方策」のうち「法人格取得に係る支援」(「育成プラン2013」P.33～P.34)並びに「クラブの充実・発展及び社会的認知度向上のための情報収集・提供」(同P.35～P.36)についてご紹介します。

## 「日本体育協会が取り組む各種支援方策」としての「法人格取得に係る支援」

※ 本項目の内容については、「育成プラン2013」の本文P.33～34を参照ください。

### ■ 現状と課題

我が国における総合型クラブは、創設準備中を含めれば3,396のクラブがあり(平成24年7月1日現在／文部科学省調査[同年8月公表])、うち「創設済みクラブ数」は3,048となっています。また、同調査によれば、法人格を取得している総合型クラブは425となっています。つまり、総合型クラブにおいて法人格を有している割合は、13.9%にとどまっている現状です。(創設準備中の団体は法人格を取得する要件を満たしていないため対象外として集計)

この背景として、法人格を取得し、法令に基づく運営を行っていくためには、「厳正な事務手続き」や「総会での決議」「税務申告の義務」「情報開示」等、一定の条件を満たし、一定の義務を果たさなくてはならず、現状における総合型クラブの多くは、財政面や人材面等の多方面にわたって、様々な諸課題・問題を少なからず抱えている状況があることから、法人格取得へと至る環境が十分に整っていないことがうかがえます。

### ■ 法人格を有さないリスク・デメリット

総合型クラブの現状に鑑みれば、法人格取得に伴う業務負担の増大により、かえってクラブ運営に支障を来す可能性があることは懸念されるものの、その一方では、法人格を有していないリスク・デメリットも認識しておかなくてはなりません。事実、法人格を有していない団体は、権利を有さない「任意の団体」にすぎないため、以下に示すような様々な制約を受けることとなります。

#### ① 事故等発生時の責任問題

- 何らかの事故等が発生し訴訟問題等に進展してしまうと、その「責任」は多くの場合、総合型クラブ代表者個人や指導者個人が負わねばならないこととなります。



## ② 契約主体の問題

- 総合型クラブとしての資産を持つことができないため、法律上は「個人」で資産を持たなくてはならず、各種契約を取り交わす際や金融機関の口座開設等にあたり、総合型クラブの代表者や会計担当者「個人」の名義のもとに契約を行うこととなります。仮に、口座名義人が不慮の事故等により亡くなった場合、法律上、当該口座は名義人の法定相続人に引き継がれることとなるため、このことに伴うトラブルの発生が考えられます。トラブルが生じなかった場合でも諸手続きの問題・煩雑さ等は少なからず発生するでしょう。
- 各種契約の代表者や口座名義人に、何らかの事情で多額の債務が発生した場合、総合型クラブの口座を含む個人名義の資産（車両、土地、建物等を含む）がすべて差し押さえられる可能性があります。
- 総合型クラブがクラブマネージャー等のスタッフを雇用した場合には、労働基準法をはじめとする様々な法律の適用を受けることに伴い、法に基づき、総合型クラブの代表者個人が「雇用主」としての責任を負うこととなります。

## ③ 社会的信頼性の問題

- 法的に認められた組織ではない「任意の団体」であるため、社会的な位置付けが明確ではなく、このことから、教育機関を含む行政との協働の際に、様々なデメリットが生じる可能性があります。例えば、学校体育施設の委託管理を受ける場合や、指定管理者制度の活用等、行政機関と協働していく場合には、行政としても対外的に相応の説明責任が伴うため、法人格の有無が事業受託等において影響を及ぼすことが想定されます。

## ■ 取り組みの観点

総合型クラブが地域社会の発展に寄与していくためには、地域社会からの信頼感を得ることが重要であり、公益性を目指す組織であることを広く地域の内外に周知し、認知されることが必要です。

また、総合型クラブが「スポーツによる<sup>〔注〕</sup>ソーシャル・ガバナンス」体制の構築を目指した地域社会の発展に貢献する」ためには、公益的な組織としてコンプライアンス（法令遵守）を重視し、公正で適切なガバナンス（自主的な組織統治・管理）体制を整え、永続的・有機的に機能することが必要です。

総合型クラブの運営にあたって、これらの内容をすべて網羅した上で活動を行っていても、当該クラブ関係者以外の第三者の視点なくしては、客観性に欠けてしまいます。

総合型クラブの法人格（非営利）取得は、総合型クラブ自らが、公益性を目指す組織であり、その運営がコンプライアンスの観点からも公正適切に行われていることを、地域社会をはじめ、広く客観的に一定程度証明することとなり、社会的責任を果たすことにつながります。

したがって、総合型クラブにおける法人格（非営利）取得は、自らの存在の公正性を社会的に高めるとともに、地域社会はもとより社会一般からの信頼を得られることにつながるため、スポーツの価値を高める意味においても大きな意義を有するものです。また、法人格の取得によって、組織自体が権利義務の主体となるため、このことに伴うメリット（行政機関等からの各種事業の受託など）を確保することにもつながります。

但し、総合型クラブは、「住民が自発的、主体的、自治的」に運営する組織・団体であることから、総合型クラブに法人格取得を強制することは適当ではありません。しかし、総合型クラブが、その設立趣旨やクラブ単位の理念に沿った様々な活動を通して、公益性を高めていくことを目指すのであれば、法人格を取得する意義は大きいと考えられます。

このことから、本会では、今後、総合型クラブの法人格取得に係る支援体制についても検討していきます。

注) ソーシャル・ガバナンス

地域社会の様々な問題に関して、公的機関と住民組織や民間団体などが協働することによって問題の解決に向かう社会的な装置あるいはメカニズム。

なお、法人格取得にあたって運営形態の面で留意する点があります。例えば、NPO法人では法律上、「10人以上の社員」「役員として、3人以上の理事、1人以上の監事」を置くことが定められています。

このため、総合型クラブ内では「運営スタッフ」と「参加者」の区分がより明確となり、「参加者 = お客様」「運営スタッフ = サービス提供者」という意識や雰囲気が生まれかねず、両者の関係が一体的ではなく分断され相対する関係にもなりかねません。

総合型クラブは、地域住民の主体的な参画によって運営されることを目指していますので、法律に定める組織体制の整備とは別途、多くの参加者が積極的に運営に参画するような工夫を、各総合型クラブの実情に応じて図られるように促していくことが必要です。

これらのことを踏まえ、次の通り取り組んでいきます。

### ① クラブアドバイザーによる指導・助言体制の整備

- クラブアドバイザーが、法人格取得に向けた適切な指導・助言が行えるように、クラブアドバイザーミーティング等を通じて、法人格取得に関する研修を実施する。

### ② 法人格取得支援に係るSC全国ネットワーク等との連携

- 各都道府県総合型クラブ連絡協議会において、法人格取得に向けた適切な指導・助言が行えるように、SC全国ネットワーク、クラブアドバイザーと連携を図る。

### ③ 法人格取得に関する情報提供

- 総合型クラブが法人格を取得するにあたって有用となる情報や資料等を集約・整理した上で、各クラブにおいての検討に資するツールとして取りまとめ、「公式メールマガジン」及び「本会ホームページ」等の各種媒体を活用し、広く提供する。

※ 「育成プラン2013」本文P.33～34より抜粋



# 「日本体育協会が取り組む各種支援方策」としての 「クラブの充実・発展及び社会的認知度向上のための情報の収集・提供」

※ 本項目の内容については、「育成プラン2013」の本文P.35～P.36を参照ください。

## 1 情報の収集・提供

### ■ 現状と課題

我が国における「総合型クラブ」育成の構想は、「住民主体」によって地域スポーツの推進を図っていくという「新たな試み」です。この構想の推進にあたっては、これまでも試行錯誤を繰り返しながら取り進めてきており、特に取り組みの初期段階では、当時の関係者は暗中模索の中、総合型クラブの育成・定着に向けて邁進してきました。

このような「新たな試み」を推進していくにあたっては、その成功事例や失敗事例など個々の事例について、各々の要因を検証し、帰納的に普遍化・一般化しつつ、関係者間においてそれらの情報を共有することが重要です。

このことから、本会ではこれまで様々な事例を収集・整理し、「公式メールマガジン」あるいは本会ホームページの「SCステーション(Q&A形式による事例集)」を通して、各種の情報を提供してきました。現在では、「公式メールマガジン」の登録件数は5,054件(平成26年2月20日現在)に至っています。

また、SC全国ネットワークが実施した調査結果(平成24年6月公表)では、「SC全国ネットワークに何を期待するか(優先順位1位)」との設問で、「情報提供(事業プログラム・指導者・助成金等)」と回答(n=1,722)した割合は50.3%にも上り、情報提供に関するニーズが非常に高いといえます。また、その回答理由(原文非公表)からは、「各種助成事業の情報」「他クラブの事例・活動情報」「実施プログラム情報」「人材の発掘・育成に関する情報」「他クラブ・他機関等との連携に関する情報」「財源確保に関する情報」等、様々な分野にわたる情報を求めていることがうかがえます。

しかし、情報提供に関しては多くのリクエストがあり、その重要性については上述のアンケート調査等の結果からも明らかではあるものの、本会における情報提供に関するニーズの把握方法に関しては検討の余地があります。これまでも、公式メールマガジン等により随時意見を募集したり、各種事業を通してアンケート調査を行ってきましたが、届けられた意見の数は乏しい状況でした。このことを踏まえれば、本会において「総合型クラブが抱えている課題は何か」「地域の課題は何か」「スポーツ環境整備の課題は何か」等について、今後、効率的な意見聴取のシステムを構築するとともに、総合型クラブの現場におけるニーズを的確に把握し、各種のニーズに応じた情報提供を行う体制を整えることが求められています。

### ■ 取り組みの観点

総合型クラブの活動が、「住民の自発的、主体的、自治的な」取り組みによって充実・発展していくためには、総合型クラブのニーズを的確に反映した有用で参考となる情報を提供することは欠かせません。

このことを踏まえれば、今後、総合型クラブの現場関係者等における「公式メールマガジン」や「本会ホームページ」に対する満足度や、総合型クラブが求めている情報の内容・質のニーズを把握し、定期的に検証するとともに、そのニーズに合致する事例等の情報を効率的かつ迅速に収集できるような体制を改めて整えていくことが重要です。

また、情報の提供方法として、総合型クラブ関係者がより質の高い知見を得られるような事例の紹介方法を検討することが求められます。総合型クラブの運営等に関する個別の事例について、それら事例の成功要因・失敗要因を分析し、解説を加える等によって、帰納的に普遍化・一般化しつつ、事業実施やクラブ運営等における留意点を提示することが重要となります。

これらのことを踏まえ、次の通り取り組んでいきます。

## ① 効率的な情報収集・提供に係る体制の再構築

- クラブアドバイザーをはじめ、都道府県体育・スポーツ協会やSC全国ネットワーク等の関係機関・団体と連携し、総合型クラブの現場における多種多様なニーズを収集するとともに、質の高い情報を効率的かつ迅速に収集し提供するための体制を再構築する。
- 情報収集・提供体制の再構築にあたっては、クラブアドバイザーに対する意見聴取や、ブロック別クラブネットワークアクションをはじめとする各種会議におけるアンケート調査等を通して、現行の提供内容や、提供に係る体制について再度検証するとともに、メディア関係者等有識者の意見も求めながら、新たな体制を模索し、総合型クラブに対する情報提供の質・内容をより充実させる。

※「育成プラン2013」本文P.35より抜粋

## 2 運営ノウハウを取りまとめたツールの開発・提供

### ■ 現状と課題

総合型クラブの現場から求められている情報の内容として、SC全国ネットワークの調査結果(平成24年6月公表)における「SC全国ネットワークに何を期待するか」との設問に対する具体的な回答内容(原文非公表)からは、「会員に喜ばれるプログラムを知りたい」や「他のクラブで人気のプログラムを紹介して欲しい」等の回答が多数見られました。このことから、総合型クラブの現場においては、事業を立案し実施するための具体的な方法やそのノウハウを求めているものと考えられます。

本会ではこれまで様々な事例を収集・整理し、「公式メールマガジン」や「SCステーション(Q&A形式による事例集)」を通して、各種の情報を提供してきたものの、それらの事例から得られるノウハウを集約し体系的に蓄積することが十分ではなく、総合型クラブ関係者間における運営に係る必要な知識・技能の情報を提供するまでには至っていませんでした。

### ■ 取り組みの観点

本会がこれまで総合型クラブに対して提供してきた様々な情報を、運営ノウハウとして整理し取りまとめることによって、単発的な情報提供から一歩踏み出して、総合型クラブにおける日々の活動に役立つような知見を取りまとめた運営ツールとして開発・提供することができます。

このことにより、すでにツールとして取りまとめ公表している「クラブのらくらく広報」や「総合型地域スポーツクラブの自立・自律に向けたチェックリスト」のように、運営ノウハウを取りまとめたツールを参照することによって、すでに設立済みのクラブにおいてはそれまでの取り組みを振り返って検証することができ、また、創設準備期のクラブは長期的な視点に立って、効率的な計画を検討する際にも用いることができることとなります。

今後、これまでに収集し培った運営ノウハウに係る情報を改めて集約・整理した上で、総合型クラブの自立・自律に向けた一体的かつ総合的な運営ツールとして広く提供できるよう、各総合型クラブのニーズを踏まえながら、「新規プログラムの立案」や「学校施設の活用」など、様々なテーマのツール開発・提供について継続的に検討していきます。

これらのことを踏まえ、次の通り取り組んでいきます。



## ① 各種ツールの開発・提供

- これまで、公式メールマガジン及び本会ホームページ上のSCステーション(クラブ運営に係るQ&A集)における情報提供の素材として収集してきた各種事例・ノウハウ等を用いて、「新規プログラムの立案」「活動拠点の確保」等クラブ運営に資する基本的な考え方や方法について、クラブの現場や専門家の意見も踏まえながら、運営ツールとして取りまとめ、総合型クラブ関係者に広く提供する。

※「育成プラン2013」本文P.35～36より抜粋

## 3 社会的認知度の向上

### ■ 現状と課題

「総合型クラブ」の社会的認知度に関して、株式会社三菱総合研究所が取りまとめた「総合型地域スポーツクラブの設立効果に関する調査研究報告書(平成22年3月)」の結果があります。同調査では、調査対象者を、①会員(総合型クラブの会員)、②非会員(総合型クラブ非会員の周辺住民)、③未設置住民(総合型クラブが設置されていない自治体の住民)に分類した調査を行っており、「総合型クラブの認知度」の設問において、「知らない」との回答が②非会員(n=1,646)は63.2%、③未設置住民(n=921)は71.1%にも上り、社会的認知度が著しく低い状況であることが明らかになっています。

同様に、SC全国ネットワークが実施した調査結果(平成24年6月公表)においても、「SC全国ネットワークに何を期待するか」との設問で「広報・PR活動」を選択して、「優先順位1番目で期待する」と回答(n=1,722)した割合は10.9%、「同優先順位2番目で期待する」と回答した割合は34.0%、「同優先順位3番目で期待する」と回答した割合は23.0%であり、現状の社会的認知度が低い状況の改善を求めるような回答でした。

以上からも明白なように、我が国における総合型クラブの社会的認知度については、スポーツ関係者を含めた全国民に広く認知されている状況には程遠く、改善の余地が大きい項目です。

また、SC全国ネットワークの調査結果の回答理由(原文非公表)からは、総合型クラブの社会的認知度が低いため、地域住民をはじめ、総合型クラブを支援すべき行政(教育機関を含む)への啓発や、クラブ設立に係る説明あるいは交渉等において理解・協力を得ることが困難である事例も報告されており、社会的認知度が低迷している現状は、本会が総合型クラブ育成事業を推進していく際の阻害要因ともなっています。

これらを踏まえれば、総合型クラブの社会的認知度向上に係る取り組みへの期待度及び重要度は非常に大きく、この改善に係る取り組みは緊急度の高い項目であるといえます。

### ■ 取り組みの観点

総合型クラブの社会的認知度向上に係る取り組みについては、今後さらにより一層の工夫を重ねて継続・充実させていく必要があります。

この際には、ただ単に社会的認知度が高まれば良いということではなく、総合型クラブが目指している姿とイメージが、正確かつ明確に伝わり、好印象を伴って認知されるようなコミュニケーション戦略を検討し実行していくことが重要です。

これまでの社会的認知度向上に係る取り組みでは、本会やSC全国ネットワーク等から全国へ発信するという「一組織から全国に向けて網を広げる」ような方法で行っていた一方で、各総合型クラブでは、当該地域の住民や行政(教育機関を含

む)を対象として「一組織から地域に向けて網を広げる」方法により、それぞれ独自に行っていました。しかし、これは言い換えれば、当事者各々が個別で独自に行ってきたため、各々の持つエネルギーが分散されてしまい、結果的に効果が薄くなってしまったともいえます。

よって、総合型クラブの個々の力と、本会やSC全国ネットワークの力を同一方向に整えることにより、相互に補完し合い相乗効果を生み出せるような体制を整備することが重要です。

今後、本会においては、SC全国ネットワークをはじめとする各関係機関・団体と連携し、全国単位の展開と地域単位の展開による双方向のアクションを起こすことにより、各々の持つ力を集中的・効果的に連動させ、総合型クラブの社会的認知度を効率的に向上させる方策を検討していきます。

これらのことを踏まえ、次の通り取り組んでいきます。

### ① 各総合型クラブによる広報活動を効果的・効率的に行うための支援

- 総合型クラブによる広報活動が効果的・効率的に行えるよう作成・公開したツール「クラブのらくらく広報」について、様々な機会を通して広く周知するとともに、今後とも総合型クラブのニーズを踏まえながら、その中身を継続的に検証し、常に内容の充実を図る。

### ② 著名人による応援団の結成

- SC全国ネットワークと連携し、総合型クラブ関係者のネットワークを活用して、全国的に知名度の高い著名人に「総合型クラブアンバサダー(仮称)」を依頼し、総合型クラブ応援団を結成する。
- 「総合型クラブアンバサダー(仮称)」は、各種イベント等の様々な機会を通じて、総合型クラブの社会的認知度向上のための活動を行う。

### ③ イノベーションの検証手法の開発

- 総合型クラブ創設の意義や価値を社会的に広く認知させるため、客観的な評価・検証を行うことができる指標の開発を目指した検討を行う。
- クラブ創設の意義や価値に関する調査を定期的実施し、その結果を公表することによって、特に総合型クラブ未設置の市区町村を中心に、クラブ育成について強く促すとともに、総合型クラブ創設の意義や価値等の周知・啓発を行い社会的認知度向上につなげる。

### ④ SC全国ネットワークとの連携による全国的な働きかけ

- 総合型クラブの社会的認知度を向上させるため、SC全国ネットワークと連携し、社会的な関心や「世論」の喚起を促すなど、地域住民が主体的に行動できるような取り組みを検討する。

※ 「育成プラン2013」本文P.36より抜粋

次号では、「日本体育協会が取り組む各種支援方策」のうち「関係機関・団体間の連携体制の構築」について紹介します。なお、次号が本シリーズ最終号となります。



# 総合型地域スポーツクラブ育成プラン2013

—— 地域住民が主体的に参画するスポーツ環境の構築を目指して ——

日本体育協会では、昨年7月に、今後概ね5年を目途とする総合型地域スポーツクラブ育成への取り組みについて取りまとめた「総合型地域スポーツクラブ育成プラン2013(以下「育成プラン2013」)」を公表しました。

このことに関連して、これまで公式メールマガジンにおいて、「育成プラン2013」を紹介する連載を行ってきました。

今回は最終回となる連載第8回目として、「日本体育協会が取り組む各種支援方策」のうち「関係機関・団体間の連携体制の構築」(「育成プラン2013」P.34)についてご紹介します。

## 「日本体育協会が取り組む各種支援方策」としての 「関係機関・団体間の連携体制の構築」

※ 本項目の内容については、「育成プラン2013」の本文P.34を参照ください。

### ■ 現状と課題

本会では、総合型クラブについて、単にスポーツ活動の推進のみならず、「地域づくり」の機能を担うものとして捉えており、総合型クラブに期待する役割として「スポーツを文化として捉え、その文化機能(「人」と「人」、「人」と「社会」をつなぐ機能:結果としての<sup>3)</sup>ソーシャルキャピタルの醸成機能)を十分に発揮できる可能性を持つ広く開かれた組織」となることが重要であると考えています。

総合型クラブが「地域づくり」を担うという観点については、内閣府の『「新しい公共宣言」(平成22年)』において、「ソーシャルキャピタル」の醸成に資する具体的なイメージの事例として、総合型クラブ育成の趣旨が取り上げられていることから、今日の日本社会における「地域づくり」に、総合型クラブが重要な役割を果たすことができるものとして期待されていることがうかがえます。

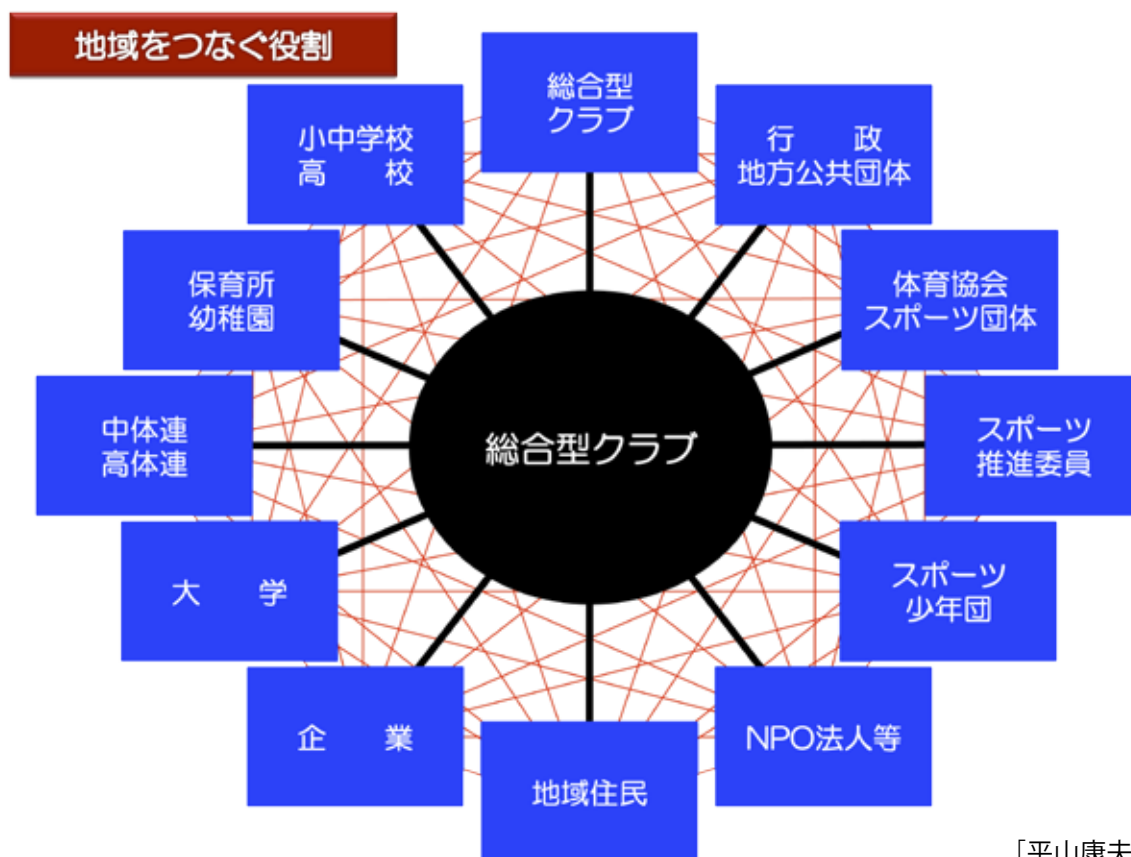
このことを示すように、株式会社三菱総合研究所が取りまとめた「総合型地域スポーツクラブの設立効果に関する調査研究報告書(平成22年3月)」において、「地域への愛着」に関する設問では、総合型クラブの非会員(スポーツクラブ等への加入経験無し/n=2,072)が「地域に愛着を感じている」と回答した割合が55.3%であったことに対して、クラブの会員(n=2,667)は「愛着を感じている」と回答している割合が79.0%に上っています。

また、同研究報告書において、「人」と「人」、「人」と「社会」をつなぐ機能に関連するような設問項目(「住んでいる地域の住みやすさ」「地域での近所づきあい」「学校や職場での交流」「ボランティア活動への参加」)の回答結果では、全般的に、総合型クラブの会員は非会員に比して「良好な関係」である旨の回答が総じて多くなっており、総合型クラブが地域づくりに果たすことができる役割・機能は大きいといえます。

このような総合型クラブが果たし得る社会的な役割・機能と、その効果を踏まえれば、総合型クラブが、さらに「人」と「人」、「人」と「社会」をつなぐ機能を発揮し、より効果的・効率的に地域づくりに貢献していくため、地域に分散している様々な力(「人」及び「組織」)を結集させ、地域社会と一体的に連携・協働することが求められます。また、総合型クラブが

深く地域に根差した存在となっていくためにも、地域との一体感の醸成は不可欠であり、地域における各種関係機関・団体との相互扶助の関係を築くことによって、地域社会からの親近感・信頼性を確保し、地域に必要な不可欠な存在となることが重要です。

注)「ソーシャルキャピタル」…社会関係資本と訳される。地域のつながりや人間関係などのこと。



[平山康夫, 2012]

## ■ 連携する意義・重要性

総合型クラブ自身においても、社会的な要請に応えることに加え、関係機関・団体との連携を通して、次に示すような、組織としての成長が見込まれます。

- 地域内での連携が深まることにより、総合型クラブに対する信頼度と社会的認知度、親近感が向上し、会員の増加・定着を見込むことができるとともに、地域に必要な不可欠な存在として、持続的な活動を続けられることにつながります。
- 教育機関を含む行政の他、地域における各種機関・組織においても、総合型クラブに対する信頼度と認知度が高まることにより、それら機関・組織からの業務受託等による安定的な財源の確保につながります。
- 他の総合型クラブ、あるいは同様の活動目標等を掲げる他の機関・団体と連携することにより、共同で物品(用具保管庫、グラウンド整備器具、大型事務用品等)を購入したり、広報活動を行ったり、情報を収集すること等によって、コスト縮減だけでなく、少ない資源で大きな効果が得られます。  
さらに、連携する機関・団体のステークホルダー(直接的・間接的な利害関係者)に対して、総合型クラブの認知度向上が見込まれる等の相乗効果も期待できます。
- 人材育成の面において、単一の総合型クラブ内の限られた範囲・環境の中のみでの取り組みでは、おのずと限界が生じやすいことから、多様で実践的な育成環境を創出するため、他の総合型クラブとの人事交流、関係機関・団体との連携による交流活動などを積極的にを行い、それらの経験を通じて、所属するクラブ以外の世界観を広げ、クラブ運営に必要な能力や方法論の多様性や発展性を培うことができます。



## ■ 取り組みの観点

本会では、新たに総合型クラブ育成の基本理念として掲げた「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」の実現を目指すためにも、総合型クラブが我が国の各地域に深く根差し、自立・自律していくよう、総合型クラブが関係機関・団体と積極的に連携を図ることができるような環境整備を支援していきます。

このためには、本会はもとより、都道府県体育・スポーツ協会、SC全国ネットワーク（都道府県総合型クラブ連絡協議会）、全国スポーツ推進委員連合、中央・地方競技団体等のスポーツ団体をはじめ、国や地方公共団体、企業、大学等研究機関、そして、必要に応じて異業種・異業態まで含め、幅広い連携を推進していくことにより、各分野における特徴等を把握し、互恵関係を構築し得る体制や役割分担等について、ともに検討していくことが求められます。

但し、このような互恵関係を構築していく際には、本会が我が国における国民スポーツの統一組織として「公益」を求める「非営利組織」という組織的性質を踏まえることが重要です。

一般的には、連携に係る互恵関係を構築する際は、利潤（私益）を求めるビジネス分野のマーケティング用語では「win-winの関係」という言葉を用いて、互いに有益となるような成果を上げる「しくみ」を前提としていることが多いでしょう。

しかし、総合型クラブをはじめ「公益」を目的とする非営利組織にとっては、互いの益に加え、社会的な「公益性」がより強く求められます。つまり、「win-winの関係」は「A者」と「B者」との間の「共益」の関係であるといえますが、そこに「公益性」が加わると、「A者」と「B者」の他に、さらに「社会」との関係性が生じることとなり、この3者すべてにとって有益な関係性が求められることとなります。

とても難しいように思えるかもしれませんが、このような考え方は、日本の「商い」では古くから使われています。それは、「売ってよし、買ってよし、世間よし」のフレーズが如実に表している「三方良し<sup>さんぽうよし</sup>」の概念です。この概念に則すれば、連携先の団体に提案してよし、連携先の団体も提案を受けてよし、さらに、その連携による影響が社会にとってもよし、ということになります。そして、この考え方を総合型クラブに当てはめても、同じことがいえるはずで

したがって、スポーツと社会の関係性を踏まえ、本会が示す「スポーツが主体的に望ましい社会の実現に貢献する」という「スポーツ立国」の考え方に鑑み、総合型クラブと関係機関・団体との連携に係る取り組みにおいて、本会が掲げた各種支援方策を企画・立案し実行する際には、この「三方良し」の概念を踏まえ、社会的に「公益性」がより高い連携内容を模索していきます。

なお、このような連携を行うにあたっては、本会によるサポート体制の構築も重要ですが、各総合型クラブ自身による前向きな取り組みが特に必要かつ重要です。仮に、本会と他の全国的な組織がこの連携に係る合意に至ったとしても、現場レベルで同様のアクションを起こすためには、各々の総合型クラブが自ら進んで取り組まなければ成り立ちません。つまり、この意味において、総合型クラブが関係機関・団体との連携を成立させるためには、現場からの取り組みと全国組織による取り組みの双方向のアクションが求められることとなります。この点においては、各地の総合型クラブに対して、「受け身」ではなく「攻め」の姿勢で取り組むことを期待したいと考えています。

これらのことを踏まえ、次ページの通り取り組んでいきます。

### ① 連携に係るアクセスポイント(結末点)の整理

- 連携体制の整備にあたっては、都道府県体育・スポーツ協会やSC全国ネットワーク、中央・地方競技団体等のスポーツ団体をはじめ、国やJSC、全国スポーツ推進委員連合、地方公共団体、企業、大学等研究機関、さらに異業種・異業態までも含め、総合型クラブのニーズを踏まえながら、幅広い連携体制の構築を模索する。
- 各総合型クラブ単位で、様々な関係機関・団体との連携が円滑に行えるよう、当該関係機関・団体と連携するためのアクセスポイント(結末点:窓口)を集約・整理するとともに、その情報を広く提供することによって、総合型クラブにおける取り組みを支援する。
- 連携を推進していくため、総合型クラブの長所(「強み」)と連携先機関・団体の長所(「強み」)を十分把握するとともに、地域における社会一般的な課題も踏まえた上で、連携体制や役割分担について検討する。

### ② 連携による互恵関係構築の事例提供

- 総合型クラブにおける組織外とのネットワーク構築を促進するため、互恵関係構築に向けて有用な事例を集約した上で、各クラブ単位で転用・応用できるように、連携に至るまでのプロセスや成功要因等を検証し取りまとめ、「公式メールマガジン」及び「本会ホームページ」等の各種媒体を活用し、広く提供する。

### ③ スポーツ少年団との連携・調和

- 総合型クラブとスポーツ少年団の目指す方向性は、地域に根差したスポーツの推進、社会教育及び地域の充実・活性化である。したがって、各々の事業への相乗効果を図るため、本育成プラン2013の検討と並行して設置した「スポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブ連携促進実務者会議」において、両者の連携をより促すための各種方策について、引き続き検討する。

※「育成プラン2013」本文P.32より抜粋

「総合型地域スポーツクラブ育成プラン2013」を紹介する連載シリーズは今回で終了です。

今後、本会ではこの「育成プラン2013」に基づき、総合型クラブ育成事業を取り進めていきます。

総合型クラブ関係者の皆様におかれましては、本会、都道府県体育・スポーツ協会をはじめ、

国や日本スポーツ振興センター等の関係機関・団体とともに、我が国におけるすべての

総合型クラブが健全で安定的な運営を行い、より充実した活動が行えるよう、一致協力した

取り組みをぜひともお願いいたします。



## 宣言しよう、フェアプレイ。

宣言しよう。  
全力をつくし、挑戦し、  
楽しむことを。

宣言しよう。  
仲間を信じ、思いやることを。

宣言しよう。  
約束を守り、応援してくれる人への  
感謝を忘れないことを。

その誓いは、スポーツを  
もっと楽しいものにしてくれる。  
日々の生活を  
もっとすがすがしいものにしてくれる。

そして多くの人々を活気づけ、  
今の日本を元気にするチカラにも  
なってくれる。

さあ、あなたも手を胸に。  
フェアプレイの誓いを。

フェアプレイで  
日本を元気に

あくしゅ、あいさつ、ありがとう



「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーンで、  
フェアプレイの輪を広げ、日本をもっと元気に!

あなたもはじめの一歩を、まずはホームページで、

[フェアプレイ宣言](#) [検索](#)



日本体育協会は、スポーツ立国の実現のため、国民体育大会をはじめとする各種スポーツ大会の実施やスポーツ指導者の育成等を行うとともに、スポーツの持つ価値や意義を広くアピールし、国民の生きる力の育成と活力ある社会の構築に貢献していきます。また、日本をもっと元気にしたい。その思いから、「フェアプレイ宣言」推進の取り組みも行っています。

公益財団法人  
日本体育協会

asics

大塚製薬



三井住友海上  
MS&A INSURANCE GROUP

LAWSON

LOTTE

SUNTORY

わたしたちは、「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーンを応援しています。